≪資料一覧≫

【資料１】（地独）栃木県立岡本台病院第２期中期目標案の概要

【資料２】（地独）栃木県立岡本台病院第２期中期目標案

【資料３】（地独）栃木県立岡本台病院第２期中期目標案（第２期、第１期の比較）

【資料４】（地独）栃木県立岡本台病院第２期中期計画素案の概要

【資料５】（地独）栃木県立岡本台病院第２期中期計画素案

【資料６】（地独）栃木県立岡本台病院第２期中期計画素案（中期目標、第１期との比較）

【資料７】（地独）栃木県立岡本台病院第２期中期計画素案の指標（第１期との比較）

【参考資料１】栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会条例

【参考資料２】栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会に対する諮問書

資料1

（地独）栃木県立岡本台病院第2期中期目標（案）の概要について

R8(2026).10　医療政策課

【中期目標とは】

・地方独立行政法人法第25条に基づき、設立団体の長である知事が、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標として定めるもの。
・知事は、中期目標を法人に指示するとともに、公表しなければならない。
・知事は、中期目標を定めるときは、あらかじめ、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【中期目標に定める事項】

第1　中期目標の期間

5年間（令和9(2027)年4月1日～令和14(2032)年3月31日）

第2　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

【項目】
1 質の高い医療の提供
2 安全で安心な医療の提供
3 患者・県民の視点に立った医療の提供
4 人材の確保と育成
5 地域連携の推進
6 地域精神科医療・福祉への貢献・協働
7 災害等への対応
8 新興感染症等への対応

これまで担ってきた政策医療の充実強化
精神科緊急及び救急医療、医療観察法医療、アルコール・薬物・ギャンブル依存症等の多様な精神疾患に対応した専門医療の提供等

医療サービスの向上
外来患者待ち時間の短縮、DXの活用、積極的な情報発信等

独法化のメリット（自律性、機動性、透明性）を活かした取組
優れた医療従事者等の確保、研修体制の強化、働き方改革の推進等

災害拠点精神科病院としての体制整備
新興感染症等への対応

【主な内容】
・地域精神科医療の基幹病院として、県民の医療ニーズを踏まえて、高度で専門的な医療など質の高い医療を提供すること。
・患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保するとともに、患者・県民の視点に立った医療サービスを提供するほか、人材の確保と育成に取り組むこと。
・県全体の精神科医療水準の向上や精神障害者の地域生活の支援を図るため、地域連携を推進するとともに、地域精神科医療・福祉に貢献すること。
・災害対策の強化と災害拠点精神科病院として必要な体制整備に取り組むとともに、平時からの備えと医療措置協定に基づく新興感染症等への対応に取り組むこと。

第3　業務運営の改善及び効率化に関する事項

【項目】
1 業務運営体制の確立
2 収入の確保及び費用の削減への取組

【主な内容】
・地方独立行政法人として、自律的、機動的、安定的な経営が行えるよう、効果的で効率的な業務運営体制を整備すること。
・職員の経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。

第4　財務内容の改善に関する事項

前期の実績を踏まえ、第2期各年度の経常収支の黒字確保を目指す。

【主な内容】
・県民が求める高度で専門的な医療を安定的に提供していくため、中期目標期間中、各年度の経常収支の黒字確保を目指すこと。
・計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。

第5　その他業務運営に関する重要事項

県立病院再整備の検討が進められていること等を踏まえ、施設のあり方検討に取り組む。

【項目】
1 施設のあり方の検討
2 コンプライアンスの推進と適切な情報管理

【主な内容】
・将来にわたり高度で専門的な医療が提供できるよう、県立病院再整備の検討状況を踏まえるとともに地域医療構想等の整合性を図りながら、今後担うべき診療機能及びそれにふさわしい施設のあり方を検討すること。
・県民に信頼され、県内の精神科医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。更なる内部統制の充実に努めること。

資料２

地方独立行政法人栃木県立岡本台病院
第２期中期目標(案)

(令和９(2027)年度～令和 13(2031)年度)

前文

栃木県立岡本台病院（以下「岡本台病院」という。）は、精神科緊急及び救急医療をはじめ、医療観察法医療、アルコール・薬物・ギャンブル依存症等に係る専門医療を提供するなど、精神疾患に係る高度で専門的な医療を担う地域精神科医療の基幹病院として、県民の医療・福祉の向上に重要な役割を果たしている。

一方、近年は、更なる高齢化の進展、自然災害の頻発・激甚化、新興感染症の感染拡大、物価高騰などの社会環境の変化に加え、入院医療から地域生活への移行、医療従事者の働き方改革、医療ＤＸの推進や新たな地域医療構想の策定等の国の医療提供体制改革への対応など、精神科医療を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした状況の中で、岡本台病院は、将来にわたり、精神疾患に係る高度で専門的な医療を安定的に県民に提供するとともに、持続可能な経営基盤を確立するため、令和４(2022）年４月に地方独立行政法人に移行し、医療環境の変化への迅速な対応と経営の健全化を図りながら、県立病院としての公的使命を果たしている。

この中期目標は、医療サービスの向上、医療従事者の確保と育成、地域の医療機関等との連携、業務運営の改善や効率化など、岡本台病院が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。

岡本台病院においては、引き続き、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な病院運営を行うことにより、質の高い地域精神科医療を安定的に提供するとともに、県内における医療水準の向上に努めるなど、本県の精神科医療の健全な発展に貢献することを強く求めるものである。

また、施設の老朽化が進む中、将来にわたり高度で専門的な医療の提供ができるよう、県立病院の再整備の検討状況を踏まえるとともに、地域医療構想や保健医療計画との整合性を図りながら、今後担うべき診療機能及びそれにふさわしい施設のあり方を検討する必要がある。

第１　中期目標の期間

令和９（2027）年４月１日から令和 14（2032）年３月 31 日までの５年間とすること。

第２　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

地域精神科医療の基幹病院として、県民の医療ニーズを踏まえて、高度で専門的な医療など質の高い医療を提供すること。

また、患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保するとともに、患者・県民の視点に立った医療サービスを提供するほか、人材の確保と育成に取り組むこと。

さらに、県全体の精神科医療水準の向上や精神障害者の地域生活の支援を図るため、県民の精神科医療への理解促進に努めながら、地域連携を推進するとともに、地域精神科医療・福祉に貢献すること。

１　質の高い医療の提供

（１）高度で専門的な医療の提供

県民が様々な病態に応じて必要な精神科医療を受けられるよう、精神

科緊急及び救急医療をはじめ、医療観察法医療、アルコール健康障害・薬物依存等の物質使用障害やギャンブル依存等の嗜癖行動障害に係る医療など、多様な精神疾患に対応した高度で専門的な医療を提供すること。

（２）医療の質の向上に向けた取組の推進

多剤併用療法の見直しや難治性の統合失調症に対する効果的な治療の拡充、地域との連携など、医療の質の向上に向けた取組を積極的に推進すること。

（３）チーム医療の推進

多職種の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、チーム医療を積極的に推進すること。

（４）臨床研究の推進

各職種において臨床研究を積極的に推進し、本県における精神科医療の質の向上に努めること。

２　安全で安心な医療の提供

（１）医療安全対策の推進

患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の収集・共有化や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進すること。

また、安全な医療を提供するため、医療機器、医薬品及び施設内の安全管理を徹底するとともに、患者及び職員の安全を確保するためのカスタマーハラスメント対策を講じること。

（２）院内感染防止対策の強化

患者が安心して医療を受けられるとともに、職員が安心して働くことができるよう、院内感染防止対策を強化すること。特に、新型コロナウイル

ス感染症をはじめとする新興感染症や公衆衛生上重大な危機が生じる恐れのある感染症に対する取組を重点的に実施すること。

3　患者・県民の視点に立った医療の提供

（1）患者の人権を尊重した医療の提供

精神科医療においては、患者の人権が侵害されないよう最大限の配慮を行う必要があることから、職員は患者の人権に十分配慮し、適切な対応を行うこと。

（2）患者及びその家族等への医療サービスの向上

患者及びその家族等の視点に立って必要な医療情報を分かりやすく説明し、インフォームド・コンセントを徹底するとともに、外来診療や会計等に係る待ち時間を短縮するなど、医療ＤＸも活用しながら患者及びその家族等への医療サービスの向上を図ること。

（3）精神科医療に関する情報の発信

県民の精神科医療及び岡本台病院に対する理解を促進するため、ホームページ等を通じて岡本台病院が提供する医療サービスの内容を積極的に情報発信するなど、適切な情報提供を行うこと。

4　人材の確保と育成

（1）優れた医療従事者等の確保

県民から求められる役割を十分に果たせるよう、専門性を有する医療従事者や病院運営に精通した職員の確保に努めること。

（2）研修体制の強化

高度で専門的な医療を提供するため、体系的な研修を行うとともに、職員の専門研修への参加促進や資格取得の支援など、研修体制の強化を

図ること。

（３）人事管理制度の構築

職員にとって働きがいのある病院となるよう、人材育成やモチベーションの向上に資する岡本台病院に適した人事管理制度の構築に努めること。

（４）働きやすい職場環境づくり

職員が安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう、職場環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進に努めること。

また、医師を含む職員の労働時間を適切に管理しながら、タスク・シフティング、タスク・シェアリング、医療ＤＸの活用等による業務負担軽減や労働時間の短縮に取り組むなど、働き方改革の取組を推進すること。

５　地域連携の推進

（１）地域の医療機関等との連携強化

本県の精神科救急医療システムの円滑な運用により、地域精神科医療の基幹病院として求められる役割を果たせるよう、精神保健福祉センターや他の医療機関等との連携強化を図ること。

また、患者の状態に合わせた適時適切な医療サービスを提供できるよう、地域の医療機関との連携を強化すること。

さらに、患者及びその家族等に対する支援の充実や治療効果の向上を図るため、自助グループ等の民間団体や専門機関との協働を推進すること。

（２）入院患者の地域移行・定着の促進

入院患者が地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることができるよう、入院早期から効果的なリハビリテーションやケア会議の開催等による退院促進に取り組むとともに、地域保健福祉行政機関や地域生

活支援を行う事業者との連携強化等により、再発予防と地域生活の定着を促進すること。

6　地域精神科医療・福祉への貢献・協働

（1）地域精神保健福祉活動への協力

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、保健所による退院後支援などの地域精神保健福祉活動への協力や地域の関係機関等との協働を積極的に行うこと。

（2）地域の医療従事者育成への支援

専攻医・研修医を受け入れるほか、看護師養成機関が行う実習への講師派遣、地域医療機関等への精神医療に関する研修の開催など、地域の医療従事者育成のための支援を積極的に行うこと。

（3）行政その他関係機関等への助言・支援

県内の精神科医療水準の向上に貢献できるよう、行政その他関係機関等からの要請に応じ、精神科医療の専門的立場からの助言・支援を積極的に行うこと。

7　災害等への対応

（1）災害等への対策の強化

大規模災害や公衆衛生上重大な危機が生じた場合等に、患者や職員の安全を確保するとともに、病院機能を維持できるよう、策定したＢＣＰ（業務継続計画）の実効性の確保や医薬品・食品等の適正な備蓄など、災害対策を強化すること。

また、災害等発生時においても本県の精神科医療提供体制が維持できるよう、災害拠点精神科病院として必要な体制整備に努めること。

（２）災害等発生時における支援等

大規模災害や公衆衛生上重大な危機が生じた場合等に、県からの要請に基づき、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）や職員を派遣するなど、災害等発生時の支援活動に積極的に取り組むとともに、支援活動を想定した体制の強化に努めること。

８　新興感染症等への対応

新興感染症等発生時に備え、必要な物品の備蓄や感染症対策に関するＢＣＰ（事業継続計画）を適宜見直すなど、平時から対策や準備に取り組むこと。

また、新興感染症等発生時には、医療措置協定に基づき、必要な医療を提供するとともに、状況に応じて協定の内容を見直すなど、機動的に対応すること。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人として、医療を取り巻く環境の変化に応じて、自律的、機動的かつ安定的な経営が行えるよう、効果的で効率的な業務運営体制を整備すること。

また、職員の経営参画意識の向上を図り、一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。

１　業務運営体制の確立

（１）効率的で透明性の高い病院運営

質の高い医療を効率的に提供するため、実効性のある組織を整備するとともに、病院の運営状況等について積極的な情報発信に努め、透明性の高い病院運営を行うこと。

また、上記の病院運営に向けて、最適な職員構成を検討し、適切な職

員配置に努めること。

（２）経営参画意識の向上

職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。

２　収入の確保及び費用の削減への取組

（１）収入の確保対策

効率的な病床管理や外来診療体制の強化、診療報酬改定への迅速かつ適切な対応、未収金の発生防止と回収強化等により、収入の確保に努めること。

（２）費用の削減対策

経営状況を分析し、費用の適正化について検討を行うとともに、適正な在庫管理の徹底、職員全員のコスト意識改革等により、費用の削減に努めること。

第４ 財務内容の改善に関する事項

県民が求める高度で専門的な医療を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療の質の維持・向上の両立が重要であることから、中期目標期間中、各年度の経常収支の黒字確保を目指すこと。

また、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。

第５ その他業務運営に関する重要事項

１　施設のあり方の検討

施設の老朽化が進んでいることに加え、時代の変化に対応した医療サービスの提供に支障を来していることから、将来にわたり高度で専門的な医療が提供できるよう、県立病院の再整備の検討状況を踏まえるとともに、地域医療構想や保健医療計画との整合性を図りながら、今後担うべき診療機能及びそれにふさわしい施設のあり方を検討すること。

2　コンプライアンスの推進と適切な情報管理

県民に信頼され、県内の精神科医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、引き続き法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。

上記の情報管理にあたっては、「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針」等に基づき、必要な措置を講じること。

また、情報管理の実効性を確保するために、更なる内部統制の充実に努めること。

資料3

地方独立行政法人栃木県立岡本台病院　中期目標案（第２期、第１期の比較）

第２期中期目標（R9(2027)年度～R13(2031)年度）案	第１期中期目標（R4(2022)年度～R8(2026)年度）	備考
前文	前文	
栃木県立岡本台病院（以下「岡本台病院」という。）は、精神科緊急及び救急医療をはじめ、医療観察法医療、アルコール・薬物・ギャンブル依存症等に係る専門医療を提供するなど、精神疾患に係る高度で専門的な医療を担う地域精神科医療の基幹病院として、県民の医療・福祉の向上に重要な役割を果たしている。 一方、近年は、更なる高齢化の進展、自然災害の頻発・激甚化、新興感染症の感染拡大、物価高騰などの社会環境の変化に加え、入院医療から地域生活への移行、医療従事者の働き方改革、医療ＤＸの推進や新たな地域医療構想の策定等の国の医療提供体制改革への対応など、精神科医療を取り巻く環境は大きく変化している。 こうした状況の中で、岡本台病院は、将来にわたり、精神疾患に係る高度で専門的な医療を安定的に県民に提供するとともに、持続可能な経営基盤を確立するため、令和４(2022)年４月に地方独立行政法人に移行し、医療環境の変化への迅速な対応と経営の健全化を図りながら、県立病院としての公的使命を果たしている。 この中期目標は、医療サービスの向上、医療従事者の確保と育成、地域の医療機関等との連携、業務運営の改善や効率化など、岡本台病院が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。 岡本台病院においては、引き続き、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な病院運営を行うことにより、質の高い地域精神科医療を安定的に提供するとともに、県内における医療水準の向上に努めるなど、本県の精神科医療の健全な発展に貢献することを強く求めるものである。 また、施設の老朽化が進む中、将来にわたり高度で専門的な医療が提供できるよう、県立病院の再整備の検討状況を踏まえるとともに、地域医療構想や保健医療計画との整合性を図りながら、今後担うべき診療機能及びそれにふさわしい施設のあり方を検討する必要がある。	栃木県立岡本台病院（以下「岡本台病院」という。）は、これまで精神科緊急及び救急医療や医療観察法医療、アルコール・薬物依存症に係る専門医療を提供するなど、精神疾患に係る高度で専門的な医療を担う地域精神医療の基幹病院として重要な役割を果たしてきた。 一方、近年は、更なる高齢化の進展、自然災害の頻発・激甚化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの社会環境の変化に加え、入院医療から地域生活への移行、医療従事者の働き方改革を始めとする国の医療提供体制改革への対応など、精神医療を取り巻く環境は大きな変化に直面している。 こうした状況の中で、岡本台病院は、将来にわたり、精神疾患に係る高度で専門的な医療を安定的に県民に提供するとともに、持続可能な経営基盤を確立することが求められている。 このため、今後とも県立病院としての公的使命を果たしながら、医療環境の変化に迅速に対応するとともに、経営の健全化を図るため、柔軟で弾力的な病院運営が可能となる地方独立行政法人を設立することとした。 この中期目標は、医療サービスの向上、医療従事者の確保と育成、地域の医療機関等との連携、業務運営の改善や効率化など、岡本台病院が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。 岡本台病院においては、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な病院運営を行うことにより、質の高い地域精神医療を安定的に提供するとともに、県内における医療水準の向上に努めるなど、本県の精神医療の健全な発展に貢献することを強く求めるものである。	・「精神医療」⇒「精神科医療」に統一（以下同じ） ・外部環境の変化を修正 ・文言の修正 ・地方独立行政法人への移行後の状況を記載 ・県立病院再整備の検討が進んでいること等を踏まえて診療機能と施設のあり方を検討する必要があることを追加
第１　中期目標の期間	第１　中期目標の期間	
令和９（2027）年４月１日から令和14（2032）年３月31日までの５年間とする。	令和４（2022）年４月１日から令和９（2027）年３月31日までの５年間とする。	
第２　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第２　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
地域精神科医療の基幹病院として、県民の医療ニーズを踏まえて、高度で専門的な医療など質の高い医療を提供すること。 また、患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保するとともに、患者・県民の視点に立った医療サービスを提供するほか、人材の確保と育成に取り組むこと。 さらに、県全体の精神科医療水準の向上や精神障害者の地域生活の支援を図るため、県民の精神科医療への理解促進に努めながら、地域連携を推進するとともに、地域精神科医療・福祉に貢献すること。	地域精神医療の基幹病院として、県民の医療ニーズを踏まえて、高度で専門的な医療など質の高い医療を提供すること。 また、患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保するとともに、患者・県民の視点に立った医療サービスを提供するほか、人材の確保と育成に取り組むこと。 さらに、県全体の精神医療水準の向上や精神障害者の地域生活の支援を図るため、地域連携を推進するとともに、地域精神医療・福祉に貢献すること。	・県民の理解促進の視点を追加
１　質の高い医療の提供	１　質の高い医療の提供	
（１）高度で専門的な医療の提供	（１）高度で専門的な医療の提供	
県民が様々な病態に応じて必要な精神科医療を受けられるよう、精神科緊急及び救急医療をはじめ、医療観察法医療、アルコール健康障害・薬物依存等の物質使用障害やギャンブル依存等の嗜癖行動障害に係る医療など、多様な精神疾患に対応した高度で専門的な医療を提供すること。	精神科緊急及び救急医療や医療観察法医療、アルコール・薬物等の物質使用障害やギャンブル等の行動嗜癖を含む依存症を始めとする多様な精神疾患に対応した専門医療の提供など、県民が様々な病態に応じて必要な精神医療を受けられるよう、高度で専門的な医療を提供すること。	・文言の修正 ・栃木県依存症対策推進計画や国際疾病分類第11版を踏まえ文言修正

（２）医療の質の向上に向けた取組の推進	（２）医療の質の向上に向けた取組の推進	
多剤併用療法の見直しや難治性の統合失調症に対する効果的な治療の拡充、地域との連携など、医療の質の向上に向けた取組を積極的に推進すること。	多剤併用療法の見直しや難治性の統合失調症に対する効果的な治療の拡充など、医療の質の向上に向けた取組を積極的に推進すること。	・地域との連携の視点を追加
（３）チーム医療の推進	（３）チーム医療の推進	
多職種の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、チーム医療を積極的に推進すること。	多職種の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、チーム医療を積極的に推進すること。	
（４）臨床研究の推進	（４）臨床研究の推進	
各職種において臨床研究を積極的に推進し、本県における精神科医療の質の向上に努めること。	各職種において臨床研究を積極的に推進し、本県における精神医療の質の向上に努めること。	
２　安全で安心な医療の提供	２　安全で安心な医療の提供	
（１）医療安全対策の推進	（１）医療安全対策の推進	
患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の収集・共有化や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進すること。 また、安全な医療を提供するため、医療機器、医薬品及び施設内の安全管理を徹底するとともに、患者及び職員の安全を確保するためのカスタマーハラスメント対策を講じること。	患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の収集・共有化や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進すること。 また、安全な医療を提供するため、医療機器、医薬品、施設内の安全管理を徹底すること。	・文言の修正 ・県条例の制定や法改正等、カスタマーハラスメント対策が求められていることを踏まえ追加
（２）院内感染防止対策の強化	（２）院内感染防止対策の強化	
患者が安心して医療を受けられるとともに、職員が安心して働くことができるよう、院内感染防止対策を強化すること。特に、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症や公衆衛生上重大な危機が生じる恐れのある感染症に対する取組を重点的に実施すること。	患者が安心して医療を受けられるとともに、職員が安心して働くことができるよう、院内感染防止対策を強化すること。特に、新型コロナウイルス感染症等の公衆衛生上重大な危機が生じる恐れのある感染症に対する取組を重点的に実施すること。	・改正感染症法を踏まえ文言を修正
３　患者・県民の視点に立った医療の提供	３　患者・県民の視点に立った医療の提供	
（１）患者の人権を尊重した医療の提供	（１）患者の人権を尊重した医療の提供	
精神科医療においては、患者の人権が侵害されないよう最大限の配慮を行う必要があることから、職員は患者の人権に十分配慮し、適切な対応を行うこと。	精神医療においては、患者の人権が侵害されないよう最大限の配慮を行う必要があることから、職員は患者の人権に十分配慮し、適切な対応を行うこと。	
（２）患者及びその家族等への医療サービスの向上	（２）患者及びその家族等への医療サービスの向上	
患者及びその家族等の視点に立って必要な医療情報を分かりやすく説明し、インフォームド・コンセントを徹底するとともに、外来診療や会計等に係る待ち時間を短縮するなど、医療ＤＸも活用しながら患者及びその家族等への医療サービスの向上を図ること。	患者及びその家族等の視点に立ち、必要な医療情報を分かりやすく説明し、インフォームド・コンセントを徹底するとともに、外来診療、調剤、会計などの待ち時間を短縮するなど、患者及びその家族等への医療サービスの向上を図ること。	・文言の修正 ・院外処方を実施済みであることを踏まえ文言を修正 ・医療ＤＸ活用の視点を追加
（３）精神科医療に関する情報の発信	（３）精神医療に関する情報の発信	
県民の精神科医療及び岡本台病院に対する理解を促進するため、ホームページ等を通じて岡本台病院が提供する医療サービスの内容を積極的に情報発信するなど、適切な情報提供を行うこと。	県民の精神医療に対する理解を促進するため、ホームページ等を通じて岡本台病院が提供する医療サービスの内容を積極的に情報発信するなど、適切な情報提供を行うこと。	・岡本台病院に対する理解促進の視点を追加
４　人材の確保と育成	４　人材の確保と育成	
（１）優れた医療従事者等の確保	（１）優れた医療従事者等の確保	
県民から求められる役割を十分に果たせるよう、専門性を有する医療従事者や病院運営に精通した職員の確保に努めること。	県民から求められる役割を十分に果たせるよう、専門性を有する医療従事者や病院運営に精通した職員の確保に努めること。	
（２）研修体制の強化	（２）研修体制の強化	
高度で専門的な医療を提供するため、体系的な研修を行うとともに、職員の専門研修への参加促進や資格取得の支援など、研修体制の強化を図ること。	高度で専門的な医療を提供するため、体系的な研修を行うとともに、職員の専門研修への参加促進や資格取得の支援など、研修体制の強化を図ること。	

（３）人事管理制度の構築	（３）人事管理制度の構築	
職員にとって働きがいのある病院となるよう、人材育成やモチベーションの向上に資する岡本台病院に適した人事管理制度の構築に努めること。	職員にとって働きがいのある病院となるよう、人材育成やモチベーションの向上に資する岡本台病院に適した人事管理制度の構築に努めること。	
（４）働きやすい職場環境づくり	（４）働きやすい職場環境づくり	
職員が安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう、職場環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進に努めること。 また、医師を含む職員の労働時間を適切に管理しながら、タスク・シフティング、タスク・シェアリング、医療ＤＸの活用等による業務負担軽減や労働時間の短縮に取り組むなど、働き方改革の取組を推進すること。	職員が安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう、職場環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進に努めること。	・働き方改革推進の視点を追加
５　地域連携の推進	５　地域連携の推進	
（１）地域の医療機関等との連携強化	（１）地域の医療機関等との連携強化	
本県の精神科救急医療システムの円滑な運用により、地域精神科医療の基幹病院として求められる役割を果たせるよう、精神保健福祉センターや他の医療機関等との連携強化を図ること。 また、患者の状態に合わせた適時適切な医療サービスを提供できるよう、地域の医療機関との連携を強化すること。 さらに、患者及びその家族等に対する支援の充実や治療効果の向上を図るため、自助グループ等の民間団体や専門機関との協働を推進すること。	本県の精神科救急医療システムの円滑な運用のため、地域精神医療の基幹病院として求められる役割を果たせるよう、精神保健福祉センターや他の医療機関等との連携強化を図ること。 また、患者の状態に合わせた適時適切な医療サービスを提供できるよう、地域の医療機関との連携を強化すること。 さらに、患者及びその家族等に対する支援の充実や治療効果の向上を図るため、自助グループ等の民間団体や専門機関との協働を推進すること。	・文言の修正
（２）入院患者の地域移行・定着の促進	（２）入院患者の地域移行・定着の促進	
入院患者が地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることができるよう、入院早期から効果的なリハビリテーションやケア会議の開催等による退院促進に取り組むとともに、地域保健福祉行政機関や地域生活支援を行う事業者との連携強化等により、再発予防と地域生活の定着を促進すること。	入院患者が地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることができるよう、入院早期から効果的なリハビリテーションやケア会議の開催等による退院促進に取り組むとともに、地域保健福祉行政機関や地域生活支援を行う事業者との連携強化等により、再発予防と地域生活の定着を促進すること。	
６　地域精神科医療・福祉への貢献・協働	６　地域精神医療・福祉への貢献・協働	
（１）地域精神保健福祉活動への協力	（１）地域精神保健福祉活動への協力	
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、保健所による退院後支援などの地域精神保健福祉活動への協力や地域の関係機関等との協働を積極的に行うこと。	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、保健所による退院後支援などの地域精神保健福祉活動への協力や地域の関係機関等との協働を積極的に行うこと。	
（２）地域の医療従事者育成への支援	（２）地域の医療従事者育成への支援	
専攻医・研修医を受け入れるほか、看護師養成機関が行う実習への講師派遣、地域医療機関等への精神医療に関する研修の開催など、地域の医療従事者育成のための支援を積極的に行うこと。	専攻医・研修医を受け入れるほか、看護師養成機関が行う実習への講師派遣、地域医療機関等への精神医療に関する研修の開催など、地域の医療従事者育成のための支援を積極的に行うこと。	
（３）行政その他関係機関等への助言・支援	（３）行政その他関係機関等への助言・支援	
県内の精神科医療水準の向上に貢献できるよう、行政その他関係機関等からの要請に応じ、精神科医療の専門的立場からの助言・支援を積極的に行うこと。	県内の精神医療水準の向上に貢献できるよう、行政その他関係機関等からの要請に応じ、精神医療の専門的立場からの助言・支援を積極的に行うこと。	
７　災害等への対応	７　災害等への対応	
（１）災害等への対策の強化	（１）災害等への対策の強化	
大規模災害や公衆衛生上重大な危機が生じた場合等に、患者や職員の安全を確保するとともに、病院機能を維持できるよう、策定したＢＣＰ（業務継続計画）の実効性の確保や医薬品・食品等の適正な備蓄など、災害対策を強化すること。 また、災害等発生時においても本県の精神科医療提供体制が維持できるよう、災害拠点精神科病院として必要な体制整備に努めること。	大規模災害や公衆衛生上重大な危機が生じた場合等に、患者や職員の安全を確保するとともに、病院機能を維持できるよう、実効性のあるＢＣＰ（業務継続計画）の策定や医薬品や食品等の適正な備蓄など、災害対策を強化すること。 また、災害等発生時においても本県の精神医療提供体制が維持できるよう、災害拠点精神科病院の指定に向けた体制整備について検討すること。	・ＢＣＰが策定済みであることを踏まえ修正 ・文言の修正 ・本年度中の災害拠点精神科病院指定を目指していることを踏まえ修正

（２）災害等発生時における支援等	（２）災害等発生時における支援等	
大規模災害や公衆衛生上重大な危機が生じた場合等に、県からの要請に基づき、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）や職員を派遣するなど、災害等発生時の支援活動に積極的に取り組むとともに、支援活動を想定した体制の強化に努めること。	大規模災害や公衆衛生上重大な危機が生じた場合等に、県からの要請に基づき、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）や職員を派遣するなど、災害等発生時の支援活動に積極的に取り組むとともに、支援活動を想定した体制の強化に努めること。	
８　新興感染症等への対応		
新興感染症等発生時に備え、必要な物品の備蓄や感染症対策に関するＢＣＰ（事業継続計画）を適宜見直すなど、平時から対策や準備に取り組むこと。 また、新興感染症等発生時には、医療措置協定に基づき、必要な医療を提供するとともに、状況に応じて協定の内容を見直すなど、機動的に対応すること。		・改正感染症法や栃木県感染症予防計画等を踏まえ項目を新設
第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項	第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項	
地方独立行政法人として、医療を取り巻く環境の変化に応じて、自律的、機動的かつ安定的な経営が行えるよう、効果的で効率的な業務運営体制を整備すること。 また、職員の経営参画意識の向上を図り、一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。	地方独立行政法人として、自律的、機動的な経営が行えるよう、業務運営体制を確立するとともに、効果的で効率的な組織を整備すること。 また、職員の経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。	・外部環境の変化の視点を追加 ・第一期期間中に組織整備が進展していること等を踏まえ、文言を修正
１　業務運営体制の確立	１　業務運営体制の確立	
（１）効率的で透明性の高い病院運営	（１）効率的で透明性の高い病院運営	
質の高い医療を効率的に提供するため、実効性のある組織を整備するとともに、病院の運営状況等について積極的な情報発信に努め、透明性の高い病院運営を行うこと。 また、上記の病院運営に向けて、最適な職員構成を検討し、適切な職員配置に努めること。	質の高い医療を効率的に提供するため、実効性のある組織を整備するとともに、病院の運営状況等について積極的な情報発信に努め、効率的で透明性の高い病院運営を行うこと。 また、最適な職員構成を検討し、適切な職員配置に努めること。	・文言の修正
（２）経営参画意識の向上	（２）経営参画意識の向上	
職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。	職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。	
２　収入の確保及び費用の削減への取組	２　収入の確保及び費用の削減への取組	
（１）収入の確保対策	（１）収入の確保対策	
効率的な病床管理や外来診療体制の強化、診療報酬改定への迅速かつ適切な対応、未収金の発生防止と回収強化等により、収入の確保に努めること。	効率的な病床管理や診療報酬改定への迅速かつ適切な対応、未収金の発生防止と回収強化等により、収入の確保に努めること。	・外来診療においても収入の確保に取り組んでいることを踏まえ、文言を修正
（２）費用の削減対策	（２）費用の削減対策	
経営状況を分析し、費用の適正化について検討を行うとともに、適正な在庫管理の徹底、職員全員のコスト意識改革等により、費用の削減に努めること。	経営状況を分析し、費用の適正化について検討を行うとともに、適正な在庫管理の徹底、職員全員のコスト意識改革等により、費用の削減に努めること。	
第４　財務内容の改善に関する事項	第４　財務内容の改善に関する事項	
県民が求める高度で専門的な医療を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療の質の維持・向上の両立が重要であることから、中期目標期間中、各年度の経常収支の黒字確保を目指すこと。 また、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。	県民が求める高度で専門的な医療を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療の質の維持・向上の両立が重要であることから、中期目標期間中に経常収支の黒字化を目指すこと。 また、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。	・第一期期間初年度に経常収支が黒字化し、以降、黒字確保が継続していることを踏まえ、内容を修正

第５　その他業務運営に関する重要事項	第５　その他業務運営に関する重要事項	
１　施設のあり方の検討	１　施設のあり方の検討	
施設の老朽化が進んでいることに加え、時代の変化に対応した医療サービスの提供に支障を来していることから、将来にわたり高度で専門的な医療が提供できるよう、県立病院の再整備の検討状況を踏まえるとともに、地域医療構想や保健医療計画との整合性を図りながら、今後担うべき診療機能及びそれにふさわしい施設のあり方を検討すること。	施設の老朽化が進んでいることに加え、時代の変化に対応した医療サービスの提供に支障を来していることから、高度で専門的な医療の提供ができるよう、長期的な視点から今後担うべき診療機能にふさわしい施設のあり方を検討すること。	・県立病院再整備の検討が進んでいることを踏まえて診療機能と施設のあり方を検討する必要があることから、内容を修正
２　コンプライアンスの推進と適切な情報管理	２　コンプライアンスの推進と適切な情報管理	
県民に信頼され、県内の精神科医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、引き続き法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。 上記の情報管理にあたっては、「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針」等に基づき、必要な措置を講じること。 また、情報管理の実効性を確保するために、更なる内部統制の充実に努めること。	県民に信頼され、県内の精神科医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、引き続き法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。 また、これらを確保するために、更なる内部統制の充実に努めること。	・法令等が改正され、サイバーセキュリティ対策の強化が求められていることを踏まえ、内容を修正 ・文言の修正

資料4

（地独）栃木県立岡本台病院　第2期中期計画（素案）の概要について

【中期計画とは】（地方独立行政法人法第26条及び第83条）
・法人が、知事から指示された中期目標を達成するために作成する計画。
・知事は、当該計画の認可に当たり、あらかじめ地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
・法人は、知事から認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

【中期計画に定める事項】

第1　中期計画の期間　5年間（令和9(2027)年4月1日～令和14(2032)年3月31日）

第2　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

【項目】

1 質の高い医療の提供
- ◆3本柱である精神科救急医療、医療観察法医療、依存症医療をはじめとする多様な精神疾患に対応した高度で専門的な医療の提供
- ◆医療の質の向上に向けた取組の推進

・依存症の治療拠点機関としてネットワークの形成・研修会開催
・クロザピン外来等専門外来の拡充、リワーク外来の開設
・難治性精神疾患地域基幹病院として患者の受入れ・調整等

2 安全で安心な医療の提供
- ◆医療事故防止の取組の徹底や患者・職員の安全確保対策の強化等、医療安全対策の推進
- ◆感染制御チームの充実等、院内感染防止対策の強化

カスタマーハラスメント対策の徹底

3 患者・県民の視点に立った医療の提供
- ◆患者の人権を尊重した医療の提供及び患者・家族等への医療サービスの向上
- ◆精神科医療に関する情報の発信

患者・家族のニーズを把握し、医療ＤＸの活用等による利便性・快適性の向上

4 人材の確保と育成
- ◆優れた医療従事者等の確保と研修体制の強化
- ◆働き方改革の推進等による働きやすい職場環境づくり

タスク・シフティング、タスク・シェアリングや医療ＤＸ等による取組の推進

5 地域連携の推進
- ◆身体合併症患者への対応や依存症患者の治療等、地域の医療機関等との連携強化
- ◆多職種連携による早期退院への取組と入院患者の地域移行・定着の推進

6 地域精神科医療・福祉への貢献・協働
- ◆地域精神保健福祉活動への協力、地域の医療従事者育成や行政等への助言・支援

7 災害等への対応
- ◆BCPの適宜見直し・訓練の実施等災害対策の強化と、DPAT派遣等災害等発生時の支援

災害拠点精神科病院に求められる体制整備

8　新興感染症等への対応
- ◆備蓄品等平時からの備えと新興感染症等発生時の医療の提供

新型コロナウイルス感染症の発生を受けて新設

第3　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

【項目】

1 業務運営体制の確立
- ◆効率的で透明性の高い病院運営と経営参画意識の向上

選ばれる病院としてのブランド価値の向上

2 収入の確保及び費用の削減への取組
- ◆救急・急性期患者の受入体制の整備と外来診療体制の強化
- ◆質の高い医療の提供に見合った診療報酬加算の取得による診療単価の引き上げ

第4　予算、収支計画及び資金計画
- ◆中期目標期間中、各年度の経常収支の黒字確保
- ◆計画的な資金管理による経営基盤の安定化

前期の実績を踏まえ、第2期各年度の黒字確保を目指す。

第5～第10　短期借入金の限度額、出資等にかかる不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画、重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画、剰余金の使途、積立金の処分に関する計画、料金に関する事項

積立金の処分に関する計画を追加

第11　その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

【項目】

1 施設のあり方の検討
- ◆老朽化に加え、時代の変化に対応するため、県立病院再整備に向けて、求められる診療機能や必要な施設設備等を検討

県において県立病院再整備の検討が進められていること等を踏まえ、診療機能や施設のあり方を検討する。

2 コンプライアンスの推進と適切な情報管理
- ◆法令や社会規範の遵守、適切な情報管理及びサイバーセキュリティ対策の徹底
- ◆内部監査及び院内におけるリスク評価等の実施による内部統制の充実・強化

サイバーセキュリティ対策追加等

資料５

地方独立行政法人栃木県立岡本台病院

第２期中期計画素案

前文

栃木県立岡本台病院（以下「岡本台病院」という。）は、３本柱である精神科救急医療、医療観察法医療、依存症医療を中心とした精神疾患に係る高度で専門的な医療を担う地域精神科医療の基幹病院として、県民の精神科医療・福祉の向上に寄与する役割を担っている。

第１期中期計画期間（令和４（2022）年度から令和８（2026）年度）においては、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曽有の事態の下で、感染対策と精神科医療の継続を両立させ、公立病院としての責務を着実に果たしてきた。また、「断らない病院」を目指し、身体合併症患者の受入れや、患者及びその家族に寄り添った支援体制の構築など、患者・県民の視点に立ち、安全で質の高い医療提供に向けた取組を継続している。

加えて、近年の物価高騰に伴う材料費や経費の増加、人件費の上昇等により、経営環境が一段と厳しさを増す中においても、職員一丸となって経常収支の黒字化に向け取り組んできた。

こうした状況を踏まえ、令和９（2027）年度から開始する第２期中期計画では、引き続き岡本台病院の３本柱を継続・発展させるとともに、医療ＤＸの推進による患者及びその家族の利便性・快適性の向上、職員の働き方改革の推進、サイバーセキュリティの強化等、社会的要請の高い分野に計画的に取り組む。また、新興感染症等に備えた平時からの体制強化を進め、県民に対する安定的かつ確実な医療提供を実現することにより、県立病院としての公的使命を果たしていく。

さらに、財務基盤及び経営基盤の強化に向け、業務運営の効率化を含む経営改善を継続的かつ計画的に推進し、経営の透明性及び説明責任の確保に努める。併せて、施設の老朽化へ適切に対応しつつ、将来求められる診療機能を踏まえ、保健医療計画や地域医療構想との整合を図りながら、県立病院の再整備に向けた検討を県及び関係機関と連携して着実に進めることにより、持続可能な医療提供体制の確保を図る。

以上の観点に立ち、ここに第２期中期計画を策定するものであり、役員及び全ての職員が本計画の趣旨を深く理解し、県民の健康の確保及び増進に寄与することを念頭に、経営改善及び経営参画への意識を一層高め、共通の方向性のもと一致協力して業務を遂行することにより、一体感のある病院運営を推進する。

併せて、病院の特色や強みを明確化して対外的に発信する戦略的なブランディングを推進し、患者及び医療従事者から「選ばれる病院」としてブランド価値の向上を図ることにより、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立し、県民からより信頼される開かれた病院を目指す。

第１　中期計画の期間

令和９（2027）年４月１日から令和14（2032）年３月31日までの５年間とする。

第２　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

岡本台病院は、県民が求める質の高い、安全で安心な精神科医療を提供するとともに、患者の人権を尊重し、医療サービスの向上に努める。

また、地域の関係機関との連携強化や地域精神科医療・福祉への貢献により精神障害者の地域移行・定着を促進し、人材の確保・育成や研修・研究にも積極的に取り組む。

さらに、こうした取組や専門性を積極的に発信し、病院の理念や強みを明確化するブランディングを推進することにより、患者及び医療従事者から「選ばれる病院」としてブランド価値の向上を図るとともに、県全体の精神科医療水準の向上に努め、地域精神科医療の基幹病院としての役割を果たす。

１　質の高い医療の提供

（１）高度で専門的な医療の提供

ア　精神科救急医療の提供

緊急措置入院については、引き続き一元的な受入れを継続するとともに、措置入院や急を要する医療保護入院等についても積極的な受入れを行い、地域の医療機関や一般救急医療機関との連携のもと、県の精神科救急医療の充実に貢献する。

イ　医療観察法医療の提供及び医療福祉ネットワークの維持・拡充

チーム医療体制を強化し、複雑な背景を持つ対象者に対して、多職種による専門治療プログラムを提供するとともに、保護観察所や指定通院医療機関等の地域の関係機関とのネットワーク維持・拡充にも努め、緊密な連携により対象者の安全かつ円滑な社会復帰を促進する。

また、本県対象者をできるだけ岡本台病院で受け入れるためのベッドコントロールに努めるとともに、ベンチマークを基にして治療内容等を客観的に評価することにより課題の抽出及び改善を行い、治療の質の向上を図る。

ウ　多様な精神疾患に対応した専門医療の提供

アルコール健康障害・薬物依存などの物質使用障害については、精神保健福祉センター等の関係機関と連携しながら治療の拡充を図るとともに、既に治療を開始しているギャンブル等依存症に加えて、近年増加しているゲーム依存を含む嗜癖（しへき）行動障害についても、診療体制の整備を進めていく。

併せて、各種依存症の治療拠点機関として、県内の医療機関が専門医療機関の選定を受けられるよう支援するとともに、専門医療機関とのネットワーク形成や医療従事者向け研修会の開催などにより、本県の依存症対応力の底上げに貢献する。

また、クロザピン外来や認知行動療法外来といった専門外来を拡充するとともに、新たにリワーク外来の開設に向けた調整を行うなど、県民の多様な治療ニーズに応じた専門医療の提供体制を整備する。

なお、閉鎖処遇が必要な児童・思春期の患者については、県の施策を踏まえて岡本台病院の役割を明確にし、対応を検討する。

（２）医療の質の向上に向けた取組の推進

ア　薬物療法及び精神科専門療法の質の向上

安全面に配慮しつつ治療効果を最大限に高めるため、単剤化や積極的なＬＡＩ（Long Acting Injection：持続性注射剤）使用を促進し、エビデンスに基づいた薬物療法を提供するとともに、医師と薬剤師の連携強化により、院内薬剤指導の充実を図る。

難治性統合失調症患者に対するクロザピン（商品名：クロザリル）治療については、クロザリル患者モニタリングサービス登録医を増やすことにより治療体制を強化し、院外にも積極的に周知することで新規導入を促進する。

また、難治性精神疾患地域基幹病院として、拠点病院や連携総合病院等と連携を図りながら、地域の精神科医療機関に対し、治療薬に関する知識や技術の提供、導入が必要な患者の受入れ・調整等を行う。

さらに、クロザピン治療や修正型電気けいれん療法（m-ＥＣＴ）などの精神科専門療法についての治療実績を評価・分析し、より効果的な治療法の開発に努める。

イ　治療の標準化・均質な医療の提供

修正型電気けいれん療法、クロザピン治療、アルコール依存症治療等についてクリニカルパスを活用し、治療を標準化することにより、均質で治療効果の高い医療を提供する。

ウ　ベンチマークを基にした評価・分析及び改善

全国自治体病院協議会が実施する「医療の質の評価・公表等推進事業」におけるベンチマークを基に岡本台病院の医療の状況を評価・分析し、改善につなげることにより、医療の質の向上に努める。

（３）チーム医療の推進

患者の早期退院と地域移行・定着を図るため、全ての病棟において多職種・多部門によるチーム医療を積極的に推進し、それぞれの専門性を活かした質の高い医療を提供する。

（４）臨床研究の推進

職種を問わず様々な分野の臨床研究への積極的な取組を推進し、院内

の活性化及び職員のキャリア形成を図るとともに、研究活動に取り組みやすい環境及び制度を整備する。

【目標とする指標（質の高い医療の提供）】

・緊急措置入院患者受入れ率（%）

・措置入院患者ケア会議開催率（%）

~~・県内に住所を有する医療観察法入院処遇対象者の受入れ率（%）~~

・アルコール外来初診患者の通院継続率（%）

・自病院退院後再入院率（３か月）（%）

・３か月以内退院率（%）

２　安全で安心な医療の提供

（１）医療安全対策の推進

ア　医療安全管理部を中心として、ヒヤリ・ハットも含めた医療事故の発生原因の分析等を行うとともに、安全管理に関する研修を実施し、医療安全に関する情報の収集・共有化を図るなど、医療事故及び自殺事故防止の取組を徹底する。

イ　病状により不穏・興奮状態にある患者に対応するため、全職員を対象としてＣＶＰＰＰ（包括的暴力防止プログラム）研修を実施し、職員の技術の習得を推進する。

ウ　医薬品、医療機器の管理及び施設内の安全管理を図るとともに、暴力行為・診療妨害行為への対応策の強化など、カスタマーハラスメント対策マニュアルに基づく対応を徹底し、患者及び職員の安全確保のための取組を推進する。

（２）院内感染防止対策の強化

継続的な感染防止対策を行うため、感染制御チームの体制の充実を図るとともに、専門家による助言・指導も踏まえた院内感染のリスク評価及び改善策の実施や感染症に関する情報の共有化を図り、院内感染防止対策を徹底する。

【目標とする指標（安全で安心な医療の提供）】

・全インシデント報告に対するヒヤリハット報告レベル０－１の割合（%）

~~・感染管理認定看護師数（人）~~

3　患者・県民の視点に立った医療の提供

（1）患者の人権を尊重した医療の提供

ア　本人の非同意による治療や人権の制限につながる行動制限の最小化に向けた取組を強化し、関係法令に基づく適正な医療を徹底する。

イ　患者の人権に配慮した患者中心の医療を提供するため、職員への医療倫理の教育や接遇マナー向上のための研修を定期的に実施し、病院全体での取組を推進する。

（2）患者及びその家族等への医療サービスの向上

ア　患者及びその家族等に対して必要な情報を分かりやすく丁寧に説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントの徹底を図る。

イ　精神障害者を抱える家族間の交流や、精神疾患に関する家族の理解促進を図るため、家族相談や「依存症まなびの広場」の機能を充実させるなど、患者の家族等に対する支援を強化する。

ウ　正確で迅速な臨床検査結果及び医用画像診断データを提供するため、検査精度の維持・向上を図るとともに、検査結果を早期治療につなげるため、診療前検査の実施を引き続き推進する。

エ　患者満足度調査等により患者及びその家族のニーズを把握し、医療ＤＸの活用を含めた改善に取り組むことにより、利便性・快適性の向上に努める。

オ　患者が服薬の意味・意義を理解して積極的に治療に参加できるよう、院内における服薬指導の充実を図る。

カ　継続的な栄養食事指導を実施し、患者の生活習慣病予防や規則正しい食生活習慣の定着、自己効力感（自己に対する信頼感や有能感）の向

上を図るなど、自立した生活基盤の確保に向けた支援を行う。また、栄養面に配慮した安全で美味しい食事や行事食の提供により、入院患者の満足度向上を図る。

キ　患者のニーズを踏まえ、可能な範囲で療養環境の整備や患者プライバシーへの配慮を進め、アメニティの向上を図る。

（３）精神科医療に関する情報の発信

ア　ホームページの内容充実、広報誌の定期的な発行などを通じて、岡本台病院が提供する医療サービスについて積極的に情報発信を行うことにより、県民に信頼され、「選ばれる病院」づくりを推進する。

イ　医療観察法病棟の運営状況について、地元住民や関係機関で構成される「地域連絡会議」を通じて情報提供や意見交換を行い、医療観察法医療に対する理解促進を図る。

ウ　広報業務全体をマネジメントする広聴広報委員会を定期的に開催し、効果的な広報のあり方について検討する。

【目標とする指標（患者・県民の視点に立った医療の提供）】

・患者満足度割合（%）

４　人材の確保と育成

（１）優れた医療従事者等の確保

ア　精神科専門研修基幹施設として専攻医の受入れを行うとともに、連携施設との連携強化を図り、安定した医師確保を推進する。

イ　看護師及びその他メディカルスタッフの定期的、計画的な採用を実施するとともに、医療系大学及び養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた柔軟な人員確保・配置に努める。

ウ（削除）

（２）研修体制の強化

ア　精神科専門研修基幹施設として、研修指導室を中心に専攻医の研修体制の充実に努めるとともに、精神保健指定医や精神科専門医・指導医の

資格取得を支援するなど、若手医師にとって魅力ある研修環境を整備する。

イ　クリニカルラダー（臨床看護実践能力習熟度段階研修）を活用した院内での体系的な基礎研修の充実を図るとともに、認定看護師等の育成に向けた支援や、病院全体で専門資格を活用できる取組を推進し、看護師のモチベーション向上及びスキルアップを図る。

ウ　実効性のある院内研修プログラムの充実を図るとともに、各種認定資格の取得や院外専門研修、学会等への参加を奨励・支援することにより、計画的な研修受講や専門資格の取得を推進する。

エ　院内における伝達研修（外部機関等が行う研修会に参加した職員が、習得した知識や技術を他の職員に発表・共有する研修）や勉強会などの取組を強化し、職員全体のスキルアップを図る。

（３）人事管理制度の構築

職員の業務の成果や能力について適正に評価を行うことにより職員のモチベーション向上を図り、ひいては職員の能力開発や育成につながる、公正で透明性の高い人事管理制度を構築する。

（４）働きやすい職場環境づくり

ア　休暇取得目標の設定や育児・介護等に係る休暇の取得支援など、目標を具体化し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を推進するとともに、業務の状況に応じた柔軟な職員配置に努める。

また、職員の労働時間を適切に管理しつつ、タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進や医療ＤＸの活用、さらには業務の選択と集中による業務負担軽減及び労働時間の短縮を図るなど、働き方改革の取組を推進し、職員が心身ともに健康で働き続けられる職場環境づくりに努める。

イ　引き続き医師の働き方改革を推進するとともに、看護師等の勤務体制の見直しを行う。

ウ　職場の執務環境を悪化させ、円滑な職務遂行を阻害するハラスメント行為の発生を防止するため、研修の実施により職員への周知徹底を図る

とともに、相談窓口の充実や相談への適切な対応等により、ハラスメントのない職場環境づくりに努める。

【目標とする指標（人材の確保と育成）】

~~・感染管理認定看護師数（人）~~

・認定看護師・認定看護管理者等新規養成者数（人）

・職員満足度割合（%）

5　地域連携の推進

（1）地域の医療機関等との連携強化

ア　身体合併症患者への対応について、精神科病床を有する総合病院等との連携をさらに拡充し、緊急時の受診及び入院先の確保を図るとともに、県全体における身体合併症患者に対する精神科救急医療の早期体制整備に協力する。

イ　緊急措置診察において措置不要と診断される事例の削減を図るため、保健所等関係機関との連携を強化し、措置診察の要否判断に係る調査能力向上に協力する。

ウ　地域の医療機関との連携を強化し、アルコール依存症患者の紹介率向上に向けた取組を推進するなど、患者の状態に合わせた適時適切な医療サービスを提供し、患者が地域で継続して必要な医療を受けられるよう努める。

エ　依存症患者の治療効果の向上を図るため、断酒会やＡＡ（アルコホーリクス・アノニマス）等の自助グループやＤＡＲＣ（ダルク）等の専門機関との連携強化を図る。

（2）入院患者の地域移行・定着の促進

ア　入院早期から患者の能力や特性に応じた多様なリハビリテーションを実施し、退院に向けて地域の支援機関への橋渡しを行うとともに、退院後はデイケアにおいて自己の病気理解を深め、生活上必要な様々な対処法を習得するためのリハビリテーションを継続することにより、再発防止及び地域生活定着を促進する。

イ　多職種が連携して入院患者の外出支援、退院前訪問、ケア会議等を行い、早期退院の促進に取り組むとともに、地域生活支援を行う事業者との連携を強化し、患者の退院後の生活支援体制づくりに協力することにより、患者の地域移行・定着を促進する。

ウ（削除）

エ（削除）

【目標とする指標（地域連携の推進）】

・自病院退院後再入院率（３か月）（%）【再掲】

・３か月以内退院率（%）【再掲】

・措置入院患者ケア会議開催率（%）【再掲】

6　地域精神科医療・福祉への貢献・協働

（１）地域精神保健福祉活動への協力

県や市町、関係機関等が実施するケア会議や、県民に対する精神疾患及び精神障害者についての正しい理解を普及・啓発する活動、保健所が主体となり実施する措置入院患者への退院後支援などの地域精神保健福祉活動に協力するとともに、地域の関係者と積極的に協働し、精神障害者の地域生活を支えていく。

（２）地域の医療従事者育成への支援

協力型臨床研修病院としての研修医、精神科専門研修基幹施設としての専攻医や医療従事者養成機関の学生等を積極的に受け入れ、充実した研修体制を整備して教育機能を発揮するとともに、看護師養成機関や地域の医療従事者を対象とした研修会への講師派遣依頼にも積極的に応じ、県内の精神科医療の人材育成に貢献する。

また、他の医療機関における依存症治療のスキルアップを支援するため、精神保健福祉センターと連携し、医療従事者向けの研修会を開催する。

（３）行政その他関係機関等への助言・支援

行政機関が主催する研修会の講師や県有施設の嘱託医として職員を派

遣するとともに、薬物再乱用防止など国や県が実施する取組において専門的立場から助言・指導や支援を行い、県内の精神科医療水準の向上に貢献する。

また、県が運営する精神科救急情報センターへの技術的助言等を行うなど、県の精神科救急医療の適正かつ円滑な運用に貢献する。

【目標とする指標（地域精神科医療・福祉への貢献・協働）】

- ~~自病院退院後再入院率（３か月）（%）【再掲】~~
- ~~３か月以内退院率（%）【再掲】~~
- ~~措置入院患者ケア会議開催率（%）【再掲】~~

7　災害等への対応

（１）災害等への対策の強化

大規模災害や公衆衛生上重大な危機が生じた場合などに患者の安全を確保するため、医薬品や食品等の適正な備蓄や訓練・研修を実施するとともに、職員の安全を確保しながら病院機能を維持できるよう、事業の継続及び早期復旧に備え、感染症対策を含めた実効性のあるＢＣＰ（事業継続計画）の適宜見直しと、それに基づく訓練等を実施し、災害対策を強化する。

また、災害等発生時においても県内の精神科医療提供体制が維持できるよう、災害拠点精神科病院に求められる体制整備を進める。

（２）災害等発生時における支援等

県からの要請に基づきＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）や職員を派遣するなど、災害等発生時の支援活動に積極的に取り組むとともに、日本ＤＰＡＴ隊員を計画的に養成し、平時における訓練・研修を実施することにより体制を強化する。

また、県のＤＰＡＴ隊員養成研修に講師を派遣し、人材育成にも貢献する。

【目標とする指標（災害等への対応）】

・日本ＤＰＡＴチーム数（チーム）

８　新興感染症等への対応

平時から新興感染症等発生時に備え、必要な物品の備蓄や感染症対策に関するＢＣＰ（事業継続計画）を適宜見直していく。

また、新興感染症等発生時には、医療措置協定に基づき、必要な医療を提供する。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性を活かし、医療環境の変化に応じた迅速かつ柔軟な業務運営を行うとともに、職員一人一人が常に経営に対する高い意識を持って自らの業務に取り組み、安定的な経営基盤の確立のために経営の改善を図る。

１　業務運営体制の確立

（１）効率的で透明性の高い病院運営

ア　医療環境の変化や多様化する医療ニーズに的確に対応した迅速な意思決定が行える組織体制を整備・運営し、外来・病棟機能の見直しや適正な病床数・人員配置の検討を行うとともに、多職種が連携した機能別内部組織の編成や各種委員会活動の活性化により、質の高い医療をより効率的に提供することを目指す。

イ　病院の運営状況等について、ホームページや広報誌等を活用し積極的に情報発信を行うことで、患者及び医療従事者から「選ばれる病院」としてのブランド価値の向上を図るとともに、透明性の高い病院運営に努める。

ウ　再来受付機や診察・会計表示システムなど、患者の利便性向上につながるサービスの導入や、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用による業務の効率化、医療ＤＸの活用など、効率的な医療提供体制の整備に向けた検討を行う。

（２）経営参画意識の向上

職員一人一人が病院経営についての意識を高く持ち、自らの業務を通じてどのように病院経営に貢献できるかを考えられるよう、経営改善・職域連携会議において定期的に経営分析を行い、その結果を分かりやすく職員へ周知する。

また、患者や県民の視点に立ったサービスの向上、業務改善、経営の効率化、収益確保及び費用削減など、職員からの自発的な経営改善アイデアや業務効率化提案の積極的な採用に努め、職員の経営参画意識の向上を図る。

２　収入の確保及び費用の削減への取組

（１）収入の確保対策

ア　ベッドコントロール会議等を実施し病棟間の連携を強化するとともに、患者のプライバシー確保に配慮しながら多床室の有効活用に努め、効率的な病床管理を行う。

イ　措置入院患者に加え、急性期患者の入院要請にも 24 時間体制で応じられる体制を整備するとともに、待ち時間の短縮や専門外来の設置など外来診療体制も強化し、病院全体の機動力を高めることにより、収益の確保につなげる。

ウ　医事課及び経営企画室が中心となり、施設基準該当等に係る適時適切な確認を行うとともに、診療報酬の改定等に迅速に対応し、新たな診療報酬加算の取得に努めるなど、質の高い医療の提供に対して認められた診療報酬を漏れなく請求することにより、診療単価の引上げを図る。

エ　患者の経済状況に応じ、必要な公的扶助制度等を早期に活用できるよう支援することで未収金の発生を防止する。また、病院全体で未納者情報を一元管理し早期回収を図るとともに、回収困難債権については弁護士法人へ回収業務を委託し、回収の徹底を図る。

（２）費用の削減対策

ア　経営状況を分析し職員全員に周知することでコスト意識の徹底を図

るとともに、医薬品、診療材料及び消耗品等の適正な在庫管理に努め、費用対効果を意識した業務改善に取り組むことにより費用の抑制や削減を行う。

イ　働き方改革を推進していく中で、職員全員の業務の効率化などに対する意識啓発に努めるとともに、タスク・シフティングやタスク・シェアリングの推進、医療ＤＸの活用を含む業務の見直しなどを行い、時間外勤務の縮減を図る。

ウ　病院の主要な建物の経年劣化が進んでいるため、適切な予防保全を行うことにより施設の安全性・継続性を確保し、修繕費用の抑制を図る。

【目標とする指標（収入の確保及び費用の削減への取組）】

・病床利用率（％）

・入院単価（医療観察法病棟を除く）（円）

・外来単価（円）

第４　予算、収支計画及び資金計画

県民が求める高度で専門的な医療を安定的に提供していくため、中期目標期間中、各年度の経常収支の黒字確保を目指す。

また、計画的な資金管理を行い、経営基盤の安定化に努める。

１　予算（令和９（2027）年度～令和 13（2031）年度）

別紙１のとおり。（精査中）

２　収支計画（令和９（2027）年度～令和 13（2031）年度）

別紙２のとおり。（精査中）

３　資金計画（令和９（2027）年度～令和 13（2031）年度）

別紙３のとおり。（精査中）

４　（削除）

【目標とする指標（予算、収支計画及び資金計画）】

・経常収支比率（％）

・修正営業収支比率（％）

第５　短期借入金の限度額

１　限度額

１５０百万円とする。

２　想定される理由

賞与の支給等による一時的な資金不足に対応するため。

第６　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

第７　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第８　剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院施設の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。

第９　積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。

第 10　料金に関する事項

１　使用料及び手数料

病院利用者からは、使用料及び手数料として次に掲げる額を徴収する。

（１）健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第２項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第１項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（診療報酬算定方法）により算定した額

（２）健康保険法第85条第２項及び第85条の２第２項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第２項及び第75条第２項の規定により厚生労働大臣が定める基準（食事療養及び生活療養費用算定基準）により算定した額

（３）（１）及び（２）以外のものについては、別に理事長が定める額

２　使用料及び手数料の減免

理事長は、特別の事情があると認めたときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

第 11　その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

１　施設のあり方の検討

竣工から35年以上経過し、病院の主要な建物の老朽化が進んでいることに加え、時代の変化に対応した医療サービスの提供にも支障を来していることから、県立病院の再整備に向け、県及び関係機関と連携して検討を進めるとともに、院内ワーキンググループを設置・運営し、必要な情報を収集のうえ、県立の医療機関として求められる精神科診療機能及びそれに必要な施設設備や病床数等について検討を行う。

２　コンプライアンスの推進と適切な情報管理

県民から信頼され、県内の精神科医療機関の模範的役割を果たすため、引き続き法令や社会規範を遵守するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づき、適切な情報管理と情報セキュリティ対策を徹底する。

また、個人情報漏えい防止のため、情報セキュリティ基本方針及び対策基準に基づく研修を実施し、職員の認識を高めるとともに、サイバー攻撃を想定したＢＣＰに基づくサイバーセキュリティ対策を徹底する。

さらに、これらの確保に向け、内部監査の実施や院内リスク評価・対応策の見直しを随時行い、内部統制の充実・強化を図る。

資料6

地方独立行政法人栃木県立岡本台病院　第２期中期計画素案（中期目標、第１期計画との比較）

第２期中期目標（R9(2027)年度～R13(2031)年度）素案	第２期中期計画素案（R9(2027)年度～R13(2031)年度） 案（溶け込み）	指標案	【参考】第１期中期計画（R4(2022)年度～R8(2026)年度）
前文	前文		前文
栃木県立岡本台病院（以下「岡本台病院」という。）は、精神科緊急及び救急医療をはじめ、医療観察法医療、アルコール・薬物・ギャンブル依存症等に係る専門医療を提供するなど、精神疾患に係る高度で専門的な医療を担う地域精神科医療の基幹病院として、県民の医療・福祉の向上に重要な役割を果たしている。 一方、近年は、更なる高齢化の進展、自然災害の頻発・激甚化、新興感染症の感染拡大、物価高騰などの社会環境の変化に加え、入院医療から地域生活への移行、医療従事者の働き方改革、医療ＤＸの推進や新たな地域医療構想の策定等の国の医療提供体制改革への対応など、精神科医療を取り巻く環境は大きく変化している。 こうした状況の中で、岡本台病院は、将来にわたり、精神疾患に係る高度で専門的な医療を安定的に県民に提供するとともに、持続可能な経営基盤を確立するため、令和４（2022）年４月に地方独立行政法人に移行し、医療環境の変化への迅速な対応と経営の健全化を図りながら、県立病院としての公的使命を果たしている。 この中期目標は、医療サービスの向上、医療従事者の確保と育成、地域の医療機関等との連携、業務運営の改善や効率化など、岡本台病院が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。 岡本台病院においては、引き続き、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な病院運営を行うことにより、質の高い地域精神科医療を安定的に提供するとともに、県内における医療水準の向上に努めるなど、本県の精神科医療の健全な発展に貢献することを強く求めるものである。 また、施設の老朽化が進む中、将来にわたり高度で専門的な医療が提供できるよう、県立病院の再整備の検討状況を踏まえるとともに、地域医療構想や保健医療計画との整合性を図りながら、今後担うべき診療機能及びそれにふさわしい施設のあり方を検討する必要がある。	栃木県立岡本台病院（以下「岡本台病院」という。）は、３本柱である精神科救急医療、医療観察法医療、依存症医療を中心とした精神疾患に係る高度で専門的な医療を担う地域精神科医療の基幹病院として、県民の精神科医療・福祉の向上に寄与する役割を担っている。 第１期中期計画期間（令和４（2022）年度から令和８（2026）年度）においては、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曽有の事態の下で、感染対策と精神科医療の継続を両立させ、公立病院としての責務を着実に果たしてきた。また、「断らない病院」を目指し、身体合併症患者の受入れや患者及びその家族に寄り添った支援体制の構築など、患者・県民の視点に立ち、安全で質の高い医療提供に向けた取組を継続している。 加えて、近年の物価高騰に伴う材料費や経費の増加、人件費の上昇等により、経営環境が一段と厳しさを増す中においても、職員一丸となって経常収支の黒字化に向け取り組んできた。 こうした状況を踏まえ、令和９（2027）年度から開始する第２期中期計画では、引き続き岡本台病院の３本柱を継続・発展させるとともに、医療ＤＸの推進による患者及びその家族の利便性・快適性の向上、職員の働き方改革の推進、サイバーセキュリティの強化等、社会的要請の高い分野に計画的に取り組む。また、新興感染症等に備えた平時からの体制強化を進め、県民に対する安定的かつ確実な医療提供を実現することにより、県立病院としての公的使命を果たしていく。 さらに、財務基盤及び経営基盤の強化に向け、業務運営の効率化を含む経営改善を継続的かつ計画的に推進し、経営の透明性及び説明責任の確保に努める。併せて、施設の老朽化へ適切に対応しつつ、将来求められる診療機能を踏まえ、保健医療計画や地域医療構想との整合を図りながら、県立病院の再整備に向けた検討を県及び関係機関と連携して着実に進めることにより、持続可能な医療提供体制の確保を図る。 以上の観点に立ち、ここに第２期中期計画を策定するものであり、役員及び全ての職員が本計画の趣旨を深く理解し、県民の健康の確保及び増進に寄与することを念頭に、経営改善及び経営参画への意識を一層高め、共通の方向性のもと一致協力して業務を遂行することにより、一体感のある病院運営を推進する。 併せて、病院の特色や強みを明確化して対外的に発信する戦略的なブランディングを推進し、患者及び医療従事者から「選ばれる病院」としてブランド価値の向上を図ることにより、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立し、県民からより信頼される開かれた病院を目指す。		栃木県立岡本台病院（以下「岡本台病院」という。）は、精神科救急医療、医療観察法医療、アルコール・薬物依存症医療など、精神疾患に係る高度で専門的な医療を担う地域精神医療の基幹病院として、県民の精神医療・福祉の向上に寄与するという役割を担っている。 近年は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健福祉施策の流れに対応した入院患者の地域移行・定着を促進するため、早期退院に向けた多様なリハビリテーションや多職種による支援の実施、退院後の患者の治療継続や再発防止、さらには地域の支援機関と連携した地域生活支援体制づくりのための取組を行っている。 栃木県知事から指示された中期目標では、岡本台病院は、質の高い地域精神医療を安定的に提供するとともに、県内における医療水準の向上に努めるなど、本県の精神医療の健全な発展に貢献するよう求められている。 岡本台病院は、この中期目標を踏まえ、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な運営を行うことにより、県民の医療ニーズを踏まえた質の高い医療及び患者・県民の視点に立った医療サービスを提供するとともに、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立させていかなければならない。 こうした観点から、ここに中期計画を定め、この計画のもと、役員はもとより、職員全員が共通の方向性を持って業務に当たり、一体感のある病院運営を行うことにより、県民からより信頼される開かれた病院を目指す。
第１　中期目標の期間	第１　中期計画の期間		第１　中期計画の期間
令和９（2027）年４月１日から令和14（2032）年３月31日までの５年間とする。	令和９（2027）年４月１日から令和14（2032）年３月31日までの５年間とする。		令和４（2022）年４月１日から令和９（2027）年３月31日までの５年間とする。
第２　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第２　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目的を達成するためとるべき措置		第２　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
地域精神科医療の基幹病院として、県民の医療ニーズを踏まえて、高度で専門的な医療など質の高い医療を提供すること。　また、患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保するとともに、患者・県民の視点に立った医療サービスを提供するほか、人材の確保と育成に取り組むこと。 さらに、県全体の精神科医療水準の向上や精神障害者の地域生活の支援を図るため、県民の精神科医療への理解促進に努めながら、地域連携を推進するとともに、地域精神科医療・福祉に貢献すること。	岡本台病院は、県民が求める質の高い、安全で安心な精神科医療を提供するとともに、患者の人権を尊重し、医療サービスの向上に努める。 また、地域の関係機関との連携強化や地域精神科医療・福祉への貢献により精神障害者の地域移行・定着を促進し、人材の確保・育成や研修・研究にも積極的に取り組む。 さらに、こうした取組や専門性を積極的に発信し、病院の理念や強みを明確化するブランディングを推進することにより、患者及び医療従事者から「選ばれる病院」としてブランド価値の向上を図るとともに、県全体の精神科医療水準の向上に努め、地域精神科医療の基幹病院としての役割を果たす。		岡本台病院は、県民が求める質の高い、安全で安心な精神医療を提供するとともに、患者の人権を尊重し、医療サービスの向上に努める。 また、地域の関係機関との連携強化や地域精神医療・福祉への貢献により精神障害者の地域移行・定着を促進し、人材の確保・育成や、研修・研究にも積極的に取り組むことにより、県全体の精神医療水準の向上に努め、地域精神医療の基幹病院としての役割を果たす。

第２期中期目標（R9(2027)年度～R13(2031)年度）素案	第２期中期計画素案（R9(2027)年度～R13(2031)年度）		【参考】第１期中期計画（R4(2022)年度～R8(2026)年度）
	案（溶け込み）	指標案	
１　質の高い医療の提供	１　質の高い医療の提供		１　質の高い医療の提供
（１）高度で専門的な医療の提供	（１）高度で専門的な医療の提供		（１）高度で専門的な医療の提供
県民が様々な病態に応じて必要な精神科医療を受けられるよう、精神科緊急及び救急医療をはじめ、医療観察法医療、アルコール健康障害・薬物依存等の物質使用障害やギャンブル依存等の嗜癖行動障害に係る医療など、多様な精神疾患に対応した高度で専門的な医療を提供すること。	ア 精神科救急医療の提供 緊急措置入院については、引き続き一元的な受入れを継続するとともに、措置入院や急を要する医療保護入院等についても積極的な受入れを行い、地域の医療機関や一般救急医療機関との連携のもと、県の精神科救急医療の充実に貢献する。	○緊急措置入院患者受入れ率（%） ○措置入院患者ケア会議開催率（%）	ア 精神科救急医療の提供 緊急措置入院については、引き続き一元的な受入れを継続するとともに、措置入院・急を要する医療保護入院等についても積極的な受入れを行い、地域の医療機関や一般救急医療機関との連携のもと、県の精神科救急医療の充実に貢献する。
	イ 医療観察法医療の提供及び医療福祉ネットワークの維持・拡充 チーム医療体制を強化し、複雑な背景を持つ対象者に対して、多職種による専門治療プログラムを提供するとともに、保護観察所や指定通院医療機関等の地域の関係機関とのネットワーク維持・拡充にも努め、緊密な連携により対象者の安全かつ円滑な社会復帰を促進する。 また、本県対象者をできるだけ岡本台病院で受け入れるためのベッドコントロールに努めるとともに、ベンチマークを基にして治療内容等を客観的に評価することにより課題の抽出及び改善を行い、治療の質の向上を図る。	~~○県内に住所を有する医療観察法入院処遇対象者の受入れ率（%）~~	イ 医療観察法医療の提供及び医療福祉ネットワークの維持・拡充 チーム医療体制を強化し、複雑な背景を持つ対象者に対して、多職種による専門治療プログラムを提供するとともに、保護観察所や指定通院医療機関等の地域の関係機関とのネットワークの維持・拡充に努め、緊密な連携により対象者の円滑な社会復帰を促進する。 また、本県対象者をできるだけ当院で受け入れるためのベッドコントロールに努めるとともに、ベンチマークを基にして治療内容等を客観的に評価することにより課題抽出及び改善を行い、治療の質の向上を図る。
	ウ 多様な精神疾患に対応した専門医療の提供 アルコール健康障害・薬物依存などの物質使用障害については、精神保健福祉センター等の関係機関と連携しながら治療の拡充を図るとともに、既に治療を開始しているギャンブル等依存症に加えて、近年増加しているゲーム依存を含む嗜癖行動障害についても、診療体制の整備を進めていく。 併せて、各種依存症の治療拠点機関として、県内の医療機関が専門医療機関の選定を受けられるよう支援するとともに、専門医療機関とのネットワーク形成や医療従事者向け研修会の開催などにより、本県の依存症対応力の底上げに貢献する。 また、クロザピン外来や認知行動療法外来といった専門外来を拡充するとともに、新たにリワーク外来の開設に向けた調整を行うなど、県民の多様な治療ニーズに応じた専門医療の提供体制を整備する。 なお、閉鎖処遇が必要な児童・思春期の患者については、県の施策を踏まえて岡本台病院の役割を明確にし、対応を検討する。	○アルコール外来初診患者の通院継続率（%）	ウ 多様な精神疾患に対応した専門医療の提供 アルコール・薬物依存症専門医療機関として、精神保健福祉センター等の関係機関と連携しながら、物質使用障害治療の拡充を図るとともに、ギャンブル等の行動嗜癖を含む依存症治療を実施するための体制を整備する。 併せて依存症治療拠点機関として早期に選定を受けられるよう体制を強化し、選定後は県内の医療機関が専門医療機関の選定を受けられるよう支援するとともに、専門医療機関とのネットワークを形成する。 また、閉鎖処遇が必要な児童・思春期の患者については、県の施策を踏まえて当院の役割を検討していく。
（２）医療の質の向上に向けた取組の推進	（２）医療の質の向上に向けた取組の推進		（２）医療の質の向上に向けた取組の推進
多剤併用療法の見直しや難治性の統合失調症に対する効果的な治療の拡充、地域との連携など、医療の質の向上に向けた取組を積極的に推進すること。	ア 薬物療法及び精神科専門療法の質の向上 安全面に配慮しつつ治療効果を最大限に高めるため、単剤化や積極的なＬＡＩ（Long Acting Injection：持続性注射剤）使用を促進し、エビデンスに基づいた薬物療法を提供するとともに、医師と薬剤師の連携強化により、院内薬剤指導の充実を図る。 難治性統合失調症患者に対するクロザピン（商品名：クロザリル）治療については、クロザリル患者モニタリングサービス登録医を増やすことにより治療体制を強化し、院外にも積極的に周知することで新規導入を促進する。 また、難治性精神疾患地域基幹病院として、拠点病院や連携総合病院等と連携を図りながら、地域の精神科医療機関に対し、治療薬に関する知識や技術の提供、導入が必要な患者の受入れ・調整等を行う。 さらに、クロザピン治療や修正型電気けいれん療法（m-ＥＣＴ）などの精神科専門療法についての治療実績を評価・分析し、より効果的な治療法の開発に努める。		ア 薬物療法及び精神科専門療法の質の向上 安全面に配慮しつつ治療効果を最大限に高めるため、単剤化や積極的なＬＡＩ（Long Acting Injection：持続性注射剤）使用を促進し、エビデンスに基づいた薬物療法を提供するとともに、医師と薬剤師の連携強化により、院内薬剤指導の充実を図る。 難治性統合失調症患者に対するクロザピン（商品名：クロザリル）治療については、クロザリル患者モニタリングサービス登録医を増やすことにより治療体制を強化し、院外にも積極的に周知することで新規導入を促進する。 クロザピン治療や修正型電気けいれん療法（m-ＥＣＴ）などの精神科専門療法についての治療実績を評価・分析し、より効果的な治療法の開発に努める。
	イ 治療の標準化・均質な医療の提供 修正型電気けいれん療法、クロザピン治療、アルコール依存症治療等についてクリニカルパスを活用し、治療を標準化することにより、均質で治療効果の高い医療を提供する。		イ 治療の標準化・均質な医療の提供 修正型電気けいれん療法、クロザピン治療、アルコール依存症治療等についてクリニカルパスを導入し、治療を標準化することにより、均質かつ治療効果の高い医療を提供する。
	ウ ベンチマークを基にした評価・分析及び改善 全国自治体病院協議会が実施する「医療の質の評価・公表等推進事業」におけるベンチマークを基に岡本台病院の医療の状況を評価・分析し、改善につなげることにより、医療の質の向上に努める。		ウ ベンチマークを基にした評価・分析及び改善 全国自治体病院協議会が実施する「医療の質の評価・公表等推進事業」におけるベンチマークを基に当院の医療の状況を評価・分析し、改善につなげることにより医療の質の向上に努める。
（３）チーム医療の推進	（３）チーム医療の推進		（３）チーム医療の推進
多職種の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、チーム医療を積極的に推進すること。	患者の早期退院と地域移行・定着を図るため、全ての病棟において多職種・多部門によるチーム医療を積極的に推進し、それぞれの専門性を活かした質の高い医療を提供する。	○自病院退院後再入院率（３か月）（%） ○３か月以内退院率（%）	患者の早期退院と地域移行・定着を図るため、全ての病棟において多職種・多部門によるチーム医療を積極的に推進し、それぞれの専門性を活かした良質な専門医療を提供する。
（４）臨床研究の推進	（４）臨床研究の推進		（４）臨床研究の推進
各職種において臨床研究を積極的に推進し、本県における精神科医療の質の向上に努めること。	職種を問わず様々な分野の臨床研究への積極的な取組を推進し、院内の活性化及び職員のキャリア形成を図るとともに、研究活動に取り組みやすい環境及び制度を整備する。		職種を問わず様々な分野の臨床研究への積極的な取組を推進し、院内の活性化や職員のキャリア形成を図るとともに、研究活動に取り組みやすい環境や制度を整備する。

第２期中期目標（R9(2027)年度～R13(2031)年度）素案	第２期中期計画素案（R9(2027)年度～R13(2031)年度）		【参考】第１期中期計画（R4(2022)年度～R8(2026)年度）
	案（溶け込み）	指標案	
２　安全で安心な医療の提供	２　安全で安心な医療の提供		２　安全で安心な医療の提供
（１）医療安全対策の推進	（１）医療安全対策の推進		（１）医療安全対策の推進
患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の収集・共有化や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進すること。 また、安全な医療を提供するため、医療機器、医薬品及び施設内の安全管理を徹底するとともに、患者及び職員の安全を確保するためのカスタマーハラスメント対策を講じること。	ア　医療安全管理部を中心として、ヒヤリ・ハットも含めた医療事故の発生原因の分析等を行うとともに、安全管理に関する研修を実施し、医療安全に関する情報の収集・共有化を図るなど、医療事故及び自殺事故防止の取組を徹底する。	○全インシデント報告に対するヒヤリハット報告レベル０－１の割合（%）	ア　医療安全管理部を中心として、ヒヤリ・ハットも含めた医療事故の発生原因の分析等を行うとともに、安全管理に関する研修を実施し、医療安全に関する情報の収集・共有化を図るなど、医療事故や自殺事故防止の取組を徹底する。
	イ　病状により不穏・興奮状態にある患者に対応するため、全職員を対象としてＣＶＰＰＰ（包括的暴力防止プログラム）研修を実施し、職員の技術の習得を推進する。		イ　病状により不穏・興奮状態にある患者に対応するため、全職員を対象としてＣＶＰＰＰ（包括的暴力防止プログラム）研修を実施し、習得を推進する。
	ウ　医薬品、医療機器及び施設内の安全管理を図るとともに、暴力行為・診療妨害行為への対応策の強化など、カスタマーハラスメント対策マニュアルに基づく対応を徹底し、患者及び職員の安全確保のための取組を推進する。		ウ　医薬品、医療機器の管理に加えて、施設内の安全管理や暴力行為・診療妨害行為への対応策の強化など、患者及び職員の安全確保のための取組を徹底する。
（２）院内感染防止対策の強化	（２）院内感染防止対策の強化		（２）院内感染防止対策の強化
患者が安心して医療を受けられるとともに、職員が安心して働くことができるよう、院内感染防止対策を強化すること。特に、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症や公衆衛生上重大な危機が生じる恐れのある感染症に対する取組を重点的に実施すること。	継続的な感染防止対策を行うため、感染制御チームの体制の充実を図るとともに、専門家による助言・指導も踏まえた院内感染のリスク評価及び改善策の実施や感染症に関する情報の共有化を図り、院内感染防止対策を徹底する。	~~○感染管理認定看護師数（人）~~	継続的な感染防止対策を行うための感染制御チームの設置や、感染管理認定看護師の育成により体制を強化し、専門家による助言・指導も踏まえながら院内感染のリスク評価及び改善策を実施するとともに、感染症に関する情報の共有化を図り、院内感染防止対策を徹底する。
３　患者・県民の視点に立った医療の提供	３　患者・県民の視点に立った医療の提供		３　患者・県民の視点に立った医療の提供
（１）患者の人権を尊重した医療の提供	（１）患者の人権を尊重した医療の提供		（１）患者の人権を尊重した医療の提供
精神科医療においては、患者の人権が侵害されないよう最大限の配慮を行う必要があることから、職員は患者の人権に十分配慮し、適切な対応を行うこと。	ア　本人の非同意による治療や人権の制限につながる行動制限の最小化に向けた取組を強化し、関係法令に基づく適正な医療を徹底する。		ア　本人の非同意による治療や人権の制限につながる行動制限の最小化に向けた取組を強化し、法に準拠した適正な医療を徹底する。
	イ　患者の人権に配慮した患者中心の医療を提供するため、職員への医療倫理の教育や接遇マナー向上のための研修を定期的に実施し、病院全体での取組を推進する。		イ　患者の人権に配慮した患者中心の医療を提供するため、職員への医療倫理の教育や、接遇マナー向上のための研修を定期的に実施し、病院全体での取組を推進する。
（２）患者及びその家族等への医療サービスの向上	（２）患者及びその家族等への医療サービスの向上		（２）患者及びその家族等への医療サービスの向上
患者及びその家族等の視点に立って必要な医療情報を分かりやすく説明し、インフォームド・コンセントを徹底するとともに、外来診療や会計等に係る待ち時間を短縮するなど、医療ＤＸも活用しながら患者及びその家族等への医療サービスの向上を図ること。	ア　患者及びその家族等に対して必要な情報を分かりやすく丁寧に説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントの徹底を図る。	○患者満足度割合（%）	ア　患者及びその家族等に対して必要な情報を分かりやすく丁寧に説明 し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントを徹底する。
	イ　精神障害者を抱える家族間の交流や、精神疾患に関する家族の理解促進を図るため、家族相談や「依存症まなびの広場」の機能を充実させるなど、患者の家族等に対する支援を強化する。		イ　精神障害者を抱える家族間の交流や、精神疾患に関する家族の理解促進を図るため、家族教室の機能を充実させるなど、患者の家族等に対する支援を強化する。
	ウ　正確で迅速な臨床検査結果及び医用画像診断データを提供するため、検査精度の維持・向上を図るとともに、検査結果を早期治療につなげるため、診療前検査の実施を引き続き推進する。		ウ　正確で迅速な臨床検査結果を提供するため、検査精度の維持向上を図り、診察時に検査結果の確認が可能で早期治療につながる診療前検査の実施を引き続き推進する。
	エ　患者満足度調査等により、患者及びその家族のニーズを把握し、医療ＤＸの活用を含めた改善に取り組むことにより、利便性・快適性の向上に努める。		オ　外来患者の利便性向上と待ち時間の短縮を図るため、外来診療時間を延長するなど、根本的な改善策を実施・検討する。
	オ　患者が服薬の意味・意義を理解して積極的に治療に参加できるよう、院内における服薬指導の充実を図る。		エ　外来患者の利便性向上のため、院外処方を推進するとともに、患者が服薬の意味・意義を理解して積極的に治療に参加できるよう、院内服薬指導の充実を図る。
	カ　継続的な栄養食事指導を実施し、患者の生活習慣病予防や規則正しい食生活習慣の定着、自己効力感（自己に対する信頼感や有能感）の向上を図るなど、自立した生活基盤の確保に向けた支援を行う。また、栄養面に配慮した安全で美味しい食事や行事食の提供により、入院患者の満足度向上を図る。		カ　継続的な栄養食事指導を実施し、その評価をフィードバックすることにより、患者の生活習慣病予防や規則正しい食生活習慣の定着、自己効力感（自己に対する信頼感や有能感）の向上など、自立した生活基盤の確保に向けた支援を行う。また、栄養面に配慮した安全で美味しい食事や行事食の提供により、入院患者の満足度向上を図る。
	キ　患者のニーズを踏まえ、可能な範囲で療養環境の整備や患者プライバシーへの配慮を進め、アメニティの向上を図る。		キ　患者のニーズを把握しながら、可能な範囲での療養環境の整備や患者プライバシーへの配慮を検討し、アメニティの向上を図る。

第２期中期目標（R9(2027)年度～R13(2031)年度）素案	第２期中期計画素案（R9(2027)年度～R13(2031)年度）		【参考】第１期中期計画（R4(2022)年度～R8(2026)年度）
	案（溶け込み）	指標案	
（３）精神科医療に関する情報の発信	（３）精神科医療に関する情報の発信		（３）精神医療に関する情報の発信
県民の精神科医療及び岡本台病院に対する理解を促進するため、ホームページ等を通じて岡本台病院が提供する医療サービスの内容を積極的に情報発信するなど、適切な情報提供を行うこと。	ア　ホームページの内容充実、広報誌の定期的な発行などを通じて、岡本台病院が提供する医療サービスについて積極的に情報発信を行うことにより、県民に信頼され、「選ばれる病院」づくりを推進する。		ア　ホームページの内容充実、広報誌の定期的な発行などにより、当院が提供する医療サービスについて積極的な情報発信を行い、県民に信頼される開かれた病院づくりを推進する。
	イ　医療観察法病棟の運営状況について、地元住民や関係機関で構成される「地域連絡会議」を通じて情報提供や意見交換を行い、医療観察法医療に対する理解促進を図る。		イ　医療観察法病棟の運営状況等について、地元住民や関係機関で構成される「地域連絡会議」を通じて情報提供や意見交換等を行い、医療観察法医療についての理解促進を図る。
	ウ 広報業務全体をマネジメントする広聴広報委員会を定期的に開催し、効果的な広報のあり方について検討する。		ウ 広報業務全体をマネジメントする広聴広報委員会を定期的に開催し、効果的な広報のあり方について検討する。
４　人材の確保と育成	４　人材の確保と育成		４　人材の確保と育成
（１）優れた医療従事者等の確保	（１）優れた医療従事者等の確保		（１）優れた医療従事者等の確保
県民から求められる役割を十分に果たせるよう、専門性を有する医療従事者や病院運営に精通した職員の確保に努めること。	ア　精神科専門研修基幹施設として専攻医の受入れを行うとともに、連携施設との連携強化を図り、安定した医師確保を推進する。		ア　精神科専門研修基幹施設として専攻医の受入れを行い、連携施設と更なる連携強化を図ることにより、安定した医師確保を推進する。
	イ　看護師及びその他メディカルスタッフの定期的、計画的な採用を実施するとともに、医療系大学及び養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた柔軟な人員確保・配置に努める。		イ　看護師及びその他コメディカルの定期的、計画的な採用を実施するとともに、医療系大学及び養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた柔軟な人員確保、配置に努める。
	（削除）		ウ　医療制度や経営環境の変化に迅速に対応できるよう、病院経営や医療事務等に精通した事務職員の計画的な確保、配置に努める。
（２）研修体制の強化	（２）研修体制の強化		（２）研修体制の強化
高度で専門的な医療を提供するため、体系的な研修を行うとともに、職員の専門研修への参加促進や資格取得の支援など、研修体制の強化を図ること。	ア　精神科専門研修基幹施設として、研修指導室を中心に専攻医の研修体制の充実に努めるとともに、精神保健指定医や精神科専門医・指導医の資格取得を支援するなど、若手医師にとって魅力ある研修環境を整備する。		ア　精神科専門研修基幹施設として、研修指導室を中心に専攻医の研修体制の充実に努めるとともに、精神保健指定医の資格取得の支援など、若手医師にとって魅力ある研修環境を整備する。
	イ　クリニカルラダー（臨床看護実践能力習熟度段階研修）を活用した院内での体系的な基礎研修の充実を図るとともに、認定看護師等の育成に向けた支援や、病院全体で専門資格を活用できる取組を推進し、看護師のモチベーション向上及びスキルアップを図る。	~~・感染管理認定看護師数（人）【再掲】~~ ○認定看護師・認定看護管理者等新規養成数（人）	イ　クリニカルラダー（臨床看護実践能力習熟度段階研修）を活用した院内での体系的な基礎研修を充実させるとともに、認定看護師等の育成のための支援や、病院全体で専門資格を活用できる取組を推進し、看護師のモチベーション向上及びスキルアップを図る。
	ウ　実効性のある院内研修プログラムの充実を図るとともに、各種認定資格の取得や院外専門研修、学会等への参加を奨励・支援することにより、計画的な研修受講や専門資格の取得を推進する。		ウ　実効性のある院内研修プログラムの充実を図るとともに、各種認定資格の取得や院外専門研修、学会等への参加を奨励、支援することにより、計画的な研修受講や専門資格の取得を推進する。
	エ　院内における伝達研修（外部機関等が行う研修会に参加した職員が、習得した知識や技術を他の職員に発表・共有する研修）や勉強会などの取組を強化し、職員全体のスキルアップを図る。		エ　院内における伝達研修（外部機関等が行う研修会に参加した職員が、学んだ知識や技術を他の職員に発表・伝達する研修）や勉強会などの取組を強化し、職員全体のスキルアップを図る。
（３）人事管理制度の構築	（３）人事管理制度の構築		（３）人事管理制度の構築
職員にとって働きがいのある病院となるよう、人材育成やモチベーションの向上に資する岡本台病院に適した人事管理制度の構築に努めること。	職員の業務の成果や能力について適正に評価を行うことにより職員のモチベーション向上を図り、ひいては職員の能力開発や育成につながる、公正で透明性の高い人事管理制度を構築する。		職員の仕事の成果や能力について適正に評価を行うことにより職員のモチベーション向上を図り、ひいては職員の能力開発や育成につながる公正で透明性の高い人事管理制度を構築する。
（４）働きやすい職場環境づくり	（４）働きやすい職場環境づくり		（４）働きやすい職場環境づくり
職員が安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう、職場環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進に努めること。 また、医師を含む職員の労働時間を適切に管理しながら、タスク・シフティング、タスク・シェアリング、医療ＤＸの活用等による業務負担軽減や労働時間の短縮に取り組むなど、働き方改革の取組を推進すること。	ア　休暇取得目標の設定や育児・介護等に係る休暇の取得支援など、目標を具体化し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を推進するとともに、業務の状況に応じた柔軟な職員配置に努める。 また、職員の労働時間を適切に管理しつつ、タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進や医療ＤＸの活用、さらには業務の選択と集中による業務負担軽減及び労働時間の短縮を図るなど、働き方改革の取組を推進し、職員が心身ともに健康で働き続けられる職場環境づくりに努める。	○職員満足度割合（%）	ア　休暇取得目標の設定や育児・介護等に係る休暇の取得支援など、目標を具体化してワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を推進するとともに、業務の状況に応じて柔軟に職員を配置することにより業務の負担を軽減し、職員が心身ともに健康で働き続けられる職場環境づくりに努める。
	イ　引き続き医師の働き方改革を推進するとともに、看護師等の勤務体制の見直しを行う。		イ　働き方改革に対応した医師や看護師等の勤務体制の見直しを行う。
	ウ　職場の執務環境を悪化させ、円滑な職務遂行を阻害するハラスメント行為の発生を防止するため、研修の実施により職員への周知徹底を図るとともに、相談窓口の充実や相談への適切な対応等により、ハラスメントのない職場環境づくりに努める。		ウ　職場の執務環境を悪化させ、円滑な職務遂行を阻害するハラスメント行為の発生を防止するため、研修の実施により職員への周知徹底を図るとともに、相談窓口の設置や相談への適切な対応等により、ハラスメントのない職場環境づくりに努める。

第２期中期目標（R9(2027)年度～R13(2031)年度）素案	第２期中期計画素案（R9(2027)年度～R13(2031)年度） 案（溶け込み）	指標案	【参考】第１期中期計画（R4(2022)年度～R8(2026)年度）
５　地域連携の推進	５　地域連携の推進		５　地域連携の推進
（１）地域の医療機関等との連携強化	（１）地域の医療機関等との連携強化		（１）地域の医療機関等との連携強化
本県の精神科救急医療システムの円滑な運用により、地域精神科医療の基幹病院として求められる役割を果たせるよう、精神保健福祉センターや他の医療機関等との連携強化を図ること。 また、患者の状態に合わせた適時適切な医療サービスを提供できるよう、地域の医療機関との連携を強化すること。 さらに、患者及びその家族等に対する支援の充実や治療効果の向上を図るため、自助グループ等の民間団体や専門機関との協働を推進すること。	ア　身体合併症患者への対応について、精神科病床を有する総合病院等との連携をさらに拡充し、緊急時の受診及び入院先の確保を図るとともに、県全体における身体合併症患者に対する精神科救急医療の早期体制整備に協力する。		ア　精神科救急医療において課題となっている身体合併症患者への対応について、精神科有床総合病院との連携を更に拡充し、緊急時の受診、入院先の確保を図るとともに、県全体の身体合併症患者に対する救急医療の早期体制整備に協力する。
	イ　緊急措置診察において措置不要と診断される事例の削減を図るため、保健所等関係機関との連携を強化し、措置診察の要否判断に係る調査能力向上に協力する。		イ　緊急措置診察において措置不要と診断される事例を削減するため、保健所等関係機関との連携を強化し、措置診察の要否判断に係る調査能力向上に協力する。
	ウ　地域の医療機関との連携を強化し、アルコール依存症患者の紹介率向上に向けた取組を推進するなど、患者の状態に合わせた適時適切な医療サービスを提供し、患者が地域で継続して必要な医療を受けられるよう努める。		ウ　地域の医療機関との連携を強化し、アルコール依存症患者の紹介率を上げる取組を推進するなど、患者の状態に合わせた適時適切な医療サービスを提供し、患者が地域で適切な医療を受けられるよう努める。
	エ　依存症患者の治療効果の向上を図るため、断酒会やＡＡ（アルコホーリクス・アノニマス）等の自助グループやＤＡＲＣ（ダルク）等の専門機関との連携強化を図る。		エ　依存症患者の治療効果の向上を図るため、断酒会やＡＡ（アルコホーリクス・アノニマス）等の自助グループやＤＡＲＣ（ダルク）等の専門機関との連携強化を図る。
（２）入院患者の地域移行・定着の促進	（２）入院患者の地域移行・定着の促進		（２）入院患者の地域移行・定着の促進
入院患者が地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることができるよう、入院早期から効果的なリハビリテーションやケア会議の開催等による退院促進に取り組むとともに、地域保健福祉行政機関や地域生活支援を行う事業者との連携強化等により、再発予防と地域生活の定着を促進すること。	ア　入院早期から患者の能力や特性に応じた多様なリハビリテーションを実施し、退院に向けて地域の支援機関への橋渡しを行うとともに、退院後はデイケアにおいて自己の病気理解を深め、生活上必要な様々な対処法を習得するためのリハビリテーションを継続することにより、再発防止及び地域生活定着を促進する。		ア　入院早期から患者の能力や特性に応じた多様なリハビリテーションを実施し、退院に向けて地域の支援機関への橋渡しを行うとともに、退院後はデイケアで自己の病気理解を深め、生活上必要な様々な対処法を習得するためのリハビリテーションを継続することにより、再発防止と地域生活定着を促進する。
	イ　多職種が連携して入院患者の外出支援、退院前訪問、ケア会議等を行い、早期退院の促進に取り組むとともに、地域生活支援を行う事業者との連携を強化し、患者の退院後の生活支援体制づくりに協力することにより、患者の地域移行・定着を促進する。	○自病院退院後再入院率（３か月）（%）【再掲】 ○３か月以内退院率（%）【再掲】 ○措置入院患者ケア会議開催率（%）【再掲】	イ　多職種が連携して入院患者の外出支援、退院前訪問、ケア会議等を行い、早期退院促進に取り組むとともに、地域生活支援を行う事業者との連携を強化し、患者の退院後の生活支援体制づくりに協力することにより、患者の地域移行・定着を促進する。
	（削除）		ウ　指定通院患者や措置入院退院後支援対象者に対する多職種アウトリーチ導入について研究を行い、収益性を確保しながら求められるサービスが提供できるよう検討を行う。
	（削除）		エ　院内での退院支援等におけるピアサポーター（患者と同じ体験を持つ相談員）の活用方法を検討する。
６　地域精神科医療・福祉への貢献・協働	６　地域精神科医療・福祉への貢献・協働		６　地域精神医療・福祉への貢献・協働
（１）地域精神保健福祉活動への協力	（１）地域精神保健福祉活動への協力		（１）地域精神保健福祉活動への協力
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、保健所による退院後支援などの地域精神保健福祉活動への協力や地域の関係機関等との協働を積極的に行うこと。	県や市町、関係機関等が実施するケア会議や、県民に対する精神疾患及び精神障害者についての正しい理解を普及・啓発する活動、保健所が主体となり実施する措置入院患者への退院後支援などの地域精神保健福祉活動に協力するとともに、地域の関係者と積極的に協働し、精神障害者の地域生活を支えていく。	~~○自病院退院後再入院率（３か月）（%）【再掲】~~ ~~○３か月以内退院率（%）【再掲】~~ ~~○措置入院患者ケア会議開催率（%）【再掲】~~	県や市町、関係機関等が実施するケア会議や、県民への精神疾患や精神障害者に対する正しい理解を普及・啓発する活動、保健所が主体となり実施する措置入院患者への退院後支援などの地域精神保健福祉活動に協力するとともに、地域の関係者と積極的に協働し、精神障害者の地域生活を支えていく。
（２）地域の医療従事者育成への支援	（２）地域の医療従事者育成への支援		（２）地域の医療従事者育成への支援
専攻医・研修医を受け入れるほか、看護師養成機関が行う実習への講師派遣、地域医療機関等への精神医療に関する研修の開催など、地域の医療従事者育成のための支援を積極的に行うこと。	協力型臨床研修病院としての研修医、精神科専門研修基幹施設としての専攻医や医療従事者養成機関の学生等を積極的に受け入れ、充実した研修体制を整備して教育機能を発揮するとともに、看護師養成機関や地域の医療従事者を対象とした研修会への講師派遣依頼にも積極的に応じ、県内の精神科医療の人材育成に貢献する。 また、他の医療機関における依存症治療のスキルアップを支援するため、精神保健福祉センターと連携し、医療従事者向けの研修会を開催する。		協力型臨床研修病院としての研修医、精神科専門研修基幹施設としての専攻医や医療従事者養成機関の学生等について積極的な受入れを行い、充実した研修体制を整備して教育機能を発揮するとともに、看護師養成機関や地域の医療従事者を対象とした研修会への講師派遣依頼にも積極的に応じ、県内の精神医療の人材育成に貢献する。 また、他の医療機関における依存症治療のスキルアップを支援するため、精神保健福祉センターと連携して医療従事者向けの研修会を開催する。
（３）行政その他関係機関等への助言・支援	（３）行政その他関係機関等への助言・支援		（３）行政その他関係機関等への助言・支援
県内の精神科医療水準の向上に貢献できるよう、行政その他関係機関等からの要請に応じ、精神科医療の専門的立場からの助言・支援を積極的に行うこと。	行政機関が主催する研修会の講師や県有施設の嘱託医として職員を派遣するとともに、薬物再乱用防止など国や県が実施する取組において専門的立場から助言・指導や支援を行い、県内の精神科医療水準の向上に貢献する。 また、県が運営する精神科救急情報センターへの技術的助言等を行うなど、県の精神科救急医療の適正かつ円滑な運用に貢献する。		行政機関が主催する研修会の講師、特別支援学校や県有施設の嘱託医として職員を派遣するとともに、薬物再乱用防止など国や県が実施する取組において専門的立場から助言・指導や支援を行い、県内の精神医療水準の向上に貢献する。 また、県が運営する精神科救急情報センターへの技術的助言等を行うなど、県の精神科救急医療の適正かつ円滑な運用に貢献する。

第２期中期目標（R9(2027)年度～R13(2031)年度）素案	第２期中期計画素案（R9(2027)年度～R13(2031)年度）		【参考】第１期中期計画（R4(2022)年度～R8(2026)年度）
	案（溶け込み）	指標案	
7　災害等への対応	7　災害等への対応		7　災害等への対応
（１）災害等への対策の強化	（１）災害等への対策の強化		（１）災害等への対策の強化
大規模災害や公衆衛生上重大な危機が生じた場合等に、患者や職員の安全を確保するとともに、病院機能を維持できるよう、策定したＢＣＰ（業務継続計画）の実効性の確保や医薬品・食品等の適正な備蓄など、災害対策を強化すること。 また、災害等発生時においても本県の精神科医療提供体制が維持できるよう、災害拠点精神科病院として必要な体制整備に努めること。	大規模災害や公衆衛生上重大な危機が生じた場合などに患者の安全を確保するため、医薬品や食品等の適正な備蓄や訓練・研修を実施するとともに、職員の安全を確保しながら病院機能を維持できるよう、事業の継続及び早期復旧に備え、感染症対策を含めた実効性のあるＢＣＰ（事業継続計画）の適宜見直しと、それに基づく訓練等を実施し、災害対策を強化する。 また、災害等発生時においても県内の精神科医療提供体制が維持できるよう、災害拠点精神科病院に求められる体制整備を進める。		大規模災害や公衆衛生上重大な危機が生じた場合などに患者の安全を確保するため、医薬品や食品等の適正な備蓄や訓練・研修を実施するとともに、職員の安全も確保しながら病院機能を維持できるよう、感染症対策を含めた実効性のあるＢＣＰ（事業継続計画）を策定し、災害対策を強化する。 また、災害等発生時においても県内の精神医療提供体制が維持できるよう、災害拠点精神科病院の指定に向けた体制整備を検討する。
（２）災害等発生時における支援等	（２）災害等発生時における支援等		（２）災害等発生時における支援等
大規模災害や公衆衛生上重大な危機が生じた場合等に、県からの要請に基づき、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）や職員を派遣するなど、災害等発生時の支援活動に積極的に取り組むとともに、支援活動を想定した体制の強化に努めること。	県からの要請に基づきＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）や職員を派遣するなど、災害等発生時の支援活動に積極的に取り組むとともに、日本ＤＰＡＴ隊員を計画的に養成し、平時における訓練・研修を実施することにより体制を強化する。 また、県のＤＰＡＴ隊員養成研修に講師を派遣し、人材育成にも貢献する。	○ＤＰＡＴ先遣隊日本ＤＰＡＴチーム数（チーム）	県からの要請に基づきＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）や職員を派 遣するなど、災害等発生時の支援活動に積極的に取り組むとともに、ＤＰＡＴ先遣隊員を計画的に養成し、平時での訓練・研修を実施することにより体制を強化する。 また、県のＤＰＡＴ隊員養成研修に講師を派遣し、人材育成にも貢献する。
8　新興感染症等への対応	8　新興感染症等への対応		
新興感染症等発生時に備え、必要な物品の備蓄や感染症対策に関するＢＣＰ（事業継続計画）を適宜見直すなど、平時から対策や準備に取り組むこと。 また、新興感染症等発生時には、医療措置協定に基づき、必要な医療を提供するとともに、状況に応じて協定の内容を見直すなど、機動的に対応すること。	平時から新興感染症等発生時に備え、必要な物品の備蓄や感染症対策に関するＢＣＰ（事業継続計画）を適宜見直していく。 また、新興感染症等発生時には、医療措置協定に基づき、必要な医療を提供する。		（新設）
第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項	第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
地方独立行政法人として、医療を取り巻く環境の変化に応じて、自律的、機動的かつ安定的な経営が行えるよう、効果的で効率的な業務運営体制を整備すること。 また、職員の経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。	地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性を活かし、医療環境の変化に応じた迅速かつ柔軟な業務運営を行うとともに、職員一人一人が常に経営に対する高い意識を持って自らの業務に取り組み、安定的な経営基盤の確立のために経営の改善を図る。		地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性を活かし、医療環境の変化に応じた迅速かつ柔軟な業務運営を行うとともに、職員全員が常に経営に対する高い意識を持って自らの業務に取り組み、安定的な経営基盤の確立のために経営の改善を図っていく。
１　業務運営体制の確立	１　業務運営体制の確立		１　業務運営体制の確立
（１）効率的で透明性の高い病院運営	（１）効率的で透明性の高い病院運営		（１）効率的で透明性の高い病院運営
質の高い医療を効率的に提供するため、実効性のある組織を整備するとともに、病院の運営状況等について積極的な情報発信に努め、効率的で透明性の高い病院運営を行うこと。 また、上記の病院運営に向けて、最適な職員構成を検討し、適切な職員配置に努めること。	ア　医療環境の変化や多様化する医療ニーズに的確に対応した迅速な意思決定が行える組織体制を整備・運営し、外来・病棟機能の見直しや適正な病床数・人員配置の検討を行うとともに、多職種が連携した機能別内部組織の編成や各種委員会活動の活性化により、質の高い医療をより効率的に提供することを目指す。		ア　多様化する医療ニーズに対応した外来・病棟機能の見直しや、適正な病床数及び人員配置の検討を行うため、医療環境の変化に応じて迅速な意思決定が行える組織体制を整備するとともに、多職種が連携した機能別内部組織の編成や各種委員会活動の活性化により、質の高い医療をより効率的に提供することを目指す。
	イ　病院の運営状況等について、ホームページや広報誌等を活用し積極的に情報発信を行うことで、患者及び医療従事者から「選ばれる病院」としてのブランド価値の向上を図るとともに、透明性の高い病院運営に努める。		イ　病院の運営状況等についてホームページや広報誌等を活用して積極的に情報発信を行い、透明性の高い病院運営に努める。
	ウ　再来受付機や診察・会計表示システムなど、患者の利便性向上につながるサービスの導入や、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用による業務の効率化、医療ＤＸの活用など、効率的な医療提供体制の整備に向けた検討を行う。		ウ　オンライン受付や診察状況が確認できるシステムなど患者の利便性向上につながるサービスの導入や、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用による業務の効率化、テレワークの推進など、効率的な医療提供体制の整備を検討する。
（２）経営参画意識の向上	（２）経営参画意識の向上		（２）経営参画意識の向上
職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。	職員一人一人が病院経営についての意識を高く持ち、自らの業務を通じてどのように病院経営に貢献できるかを考えられるよう、経営改善・職域連携会議において定期的に経営分析を行い、その結果を分かりやすく職員へ周知する。 また、患者や県民の視点に立ったサービスの向上、業務改善、経営の効率化、収益確保及び費用削減など、職員からの自発的な経営改善アイデアや業務効率化提案の積極的な採用に努め、職員の経営参画意識の向上を図る。		職員一人一人が病院経営についての意識を高く持ち、どのように病院経営に貢献していくかを常に考えながら自らの業務を行えるよう、経営戦略会議において定期的に経営分析を行い、その結果を分かりやすく職員へ周知する。 また、患者や県民の視点に立ったサービスの向上、業務改善、経営の効率化、収益の確保及び費用の削減等に関する職員からの提案を広く吸い上げる仕組みを制度化し、ボトムアップ方式による経営改革を推進する。

第２期中期目標（R9(2027)年度～R13(2031)年度）素案	第２期中期計画素案（R9(2027)年度～R13(2031)年度）		【参考】第１期中期計画（R4(2022)年度～R8(2026)年度）
	案（溶け込み）	指標案	
２　収入の確保及び費用の削減への取組	２　収入の確保及び費用の削減への取組		２　収入の確保及び費用の削減への取組
（１））収入の確保対策	（１）収入の確保対策		（１）収入の確保対策
効率的な病床管理や外来診療体制の強化、診療報酬改定への迅速かつ適切な対応、未収金の発生防止と回収強化等により、収入の確保に努めること。	ア　ベッドコントロール会議等を実施し病棟間の連携を強化するとともに、患者のプライバシー確保に配慮しながら多床室の有効活用に努め、効率的な病床管理を行う。	○病床利用率（%）	ア　ベッドコントロール会議等の実施により病棟間の連携を強化するとともに、患者のプライバシー確保に配慮しながら多床室の有効活用に努め、効率的な病床管理を行う。
	イ　措置入院患者に加え、急性期患者の入院要請にも24時間体制で応じられる体制を整備するとともに、待ち時間の短縮や専門外来の設置など外来診療体制も強化し、病院全体の機動力を高めることにより、収益の確保につなげる。		イ　措置入院患者に加えて急性期患者の入院要請にも24時間体制で応じられる体制を整備するとともに、診療時間の延長や専門外来の設置など外来診療体制も強化し、病院全体の機動力を高めて収益の確保につなげる。
	ウ　医事課及び経営企画室が中心となり、施設基準該当等に係る適時適切な確認を行うとともに、診療報酬の改定等に迅速に対応し、新たな診療報酬加算の取得に努めるなど、質の高い医療の提供に対して認められた診療報酬を漏れなく請求することにより、診療単価の引上げを図る。	○入院単価（医療観察法病棟を除く）（円） ○外来単価（円）	ウ　医業収益改善ワーキンググループが中心となり、施設基準該当等に係る適時適切な確認を行うとともに、診療報酬の改定等に迅速に対応し、新たな診療報酬加算の取得に努めるなど、質の高い医療の提供に対して認められた診療報酬を漏れなく請求することにより、診療単価の引き上げを図る。
	エ　患者の経済状況に応じ、必要な公的扶助制度等を早期に活用できるよう支援することで未収金の発生を防止する。また、病院全体で未納者情報を一元管理し早期回収を図るとともに、回収困難債権については弁護士法人へ回収業務を委託し、回収の徹底を図る。		エ　患者の経済状況に応じて必要な公的扶助制度等を活用できるよう、早い段階から支援することにより未収金の発生を防止するとともに、発生してしまった未収金については、病院全体で未納者情報の一元管理を行って早期回収を図り、回収困難債権については弁護士法人へ回収業務を委託して回収の徹底を図る。
（２）費用の削減対策	（２）費用の削減対策		（２）費用の削減対策
経営状況を分析し、費用の適正化について検討を行うとともに、適正な在庫管理の徹底、職員全員のコスト意識改革等により、費用の削減に努めること。	ア　経営状況を分析し職員全員に周知することでコスト意識の徹底を図るとともに、医薬品、診療材料及び消耗品等の適正な在庫管理に努め、費用対効果を意識した業務改善に取り組むことにより費用の抑制や削減を行う。		ア　予算と実績の管理を通じ、職員全員に対してコスト意識の徹底を図るとともに、医薬品、診療材料、消耗品について適正な在庫管理に努め、費用対効果を意識した業務改善に取り組むことにより費用の抑制や削減を行う。
	イ　働き方改革を推進していく中で、職員全員の業務の効率化などに対する意識啓発に努めるとともに、タスク・シフティングやタスク・シェアリングの推進、医療ＤＸの活用を含む業務の見直しなどを行い、時間外勤務の縮減を図る。		イ　働き方改革を推進していく中で、業務の効率化などに対する職員の意識啓発に努め、病院全体で組織や業務の見直しなどを行うことにより、時間外勤務の縮減を図る。
	ウ　病院の主要な建物の経年劣化が進んでいるため、適切な予防保全を行うことにより施設の安全性・継続性を確保し、修繕費用の抑制を図る。		ウ　病院の主要な建物の経年劣化が進んでいるため、適切な予防保全を行うことにより、施設の安全性・継続性を確保するとともに、修繕費用を抑制する。
第４　財務内容の改善に関する事項	第４　予算、収支計画及び資金計画		第４　予算、収支計画及び資金計画
県民が求める高度で専門的な医療を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療の質の維持・向上の両立が重要であることから、中期目標期間中、各年度の経常収支の黒字確保を目指すこと。 また、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。	県民が求める高度で専門的な医療を安定的に提供していくため、中期目標期間中、各年度の経常収支の黒字確保を目指す。 また、計画的な資金管理を行い、経営基盤の安定化に努める。 １　予算（令和９（2027）年度～令和13（2031）年度） 別紙１のとおり。（精査中） ２　収支計画（令和９（2027）年度～令和13（2031）年度） 別紙２のとおり。（精査中） ３　資金計画（令和９（2027）年度～令和13（2031）年度） 別紙３のとおり。（精査中） （削除）	○経常収支比率（%） ○医業収支比率修正営業収支比率（%）	県民が求める高度で専門的な医療を安定的に提供していくため、中期目標期間中に経常収支の黒字化を目指す。 また、計画的な資金管理を行い、経営基盤の安定化に努める。 １　予算（令和４（2022）年度～令和８（2026）年度） 別紙１のとおり。 ２　収支計画（令和４（2022）年度～令和８（2026）年度） 別紙２のとおり。 ３　資金計画（令和４（2022）年度～令和８（2026）年度） 別紙３のとおり。 ４　移行前の退職給付引当金に関する事項 地方独立行政法人へ移行する前の退職給付引当金の必要額９０６百万円については、移行時に７２６百万円を計上し、残りの額１８０百万円は、中期目標期間内に全額を計上する。
	第５　短期借入金の限度額		第５　短期借入金の限度額
	１　限度額 １５０百万円とする。 ２　想定される理由 賞与の支給等による一時的な資金不足に対応するため。		１　限度額 １５０百万円とする。 ２　想定される理由 賞与の支給等による一時的な資金不足に対応するため。

第２期中期目標（R9(2027)年度～R13(2031)年度）素案	第２期中期計画素案（R9(2027)年度～R13(2031)年度） 案（溶け込み）	指標案	【参考】第１期中期計画（R4(2022)年度～R8(2026)年度）
	第６　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		第６　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
	なし		なし
	第７　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		第７　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
	なし		なし
	第８　剰余金の使途		第８　剰余金の使途
	決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院施設の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。		決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院施設の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。
	第９　積立金の処分に関する計画		
	前中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。		（新設）
	第10　料金に関する事項		第９　料金に関する事項
	１　使用料及び手数料 病院利用者からは、使用料及び手数料として次に掲げる額を徴収する。 （１）健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第２項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第１項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（診療報酬算定方法）により算定した額 （２）健康保険法第85条第２項及び第85条の２第２項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第２項及び第75条第２項の規定により厚生労働大臣が定める基準（食事療養及び生活療養費用算定基準）により算定した額 （３）（１）及び（２）以外のものについては、別に理事長が定める額 ２　使用料及び手数料の減免 理事長は、特別の事情があると認めたときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。		１　使用料及び手数料 病院利用者からは、使用料及び手数料として次に掲げる額を徴収する。 （１）健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第２項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第１項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（診療報酬算定方法）により算定した額 （２）健康保険法第85条第２項及び第85条の２第２項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第２項及び第75条第２項の規定により厚生労働大臣が定める基準（食事療養及び生活療養費用算定基準）により算定した額 （３）（１）及び（２）以外のものについては、別に理事長が定める額 ２　使用料及び手数料の減免 理事長は、特別の事情があると認めたときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。
第５　その他業務運営に関する重要事項	第11　その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置		第10　その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置
１　施設のあり方の検討	１　施設のあり方の検討		１　施設のあり方の検討
施設の老朽化が進んでいることに加え、時代の変化に対応した医療サービスの提供に支障を来していることから、将来にわたり高度で専門的な医療が提供できるよう、県立病院の再整備の検討状況を踏まえるとともに、地域医療構想や保健医療計画との整合性を図りながら、今後担うべき診療機能及びそれにふさわしい施設のあり方を検討すること。	竣工から35年以上経過し、病院の主要な建物の老朽化が進んでいることに加え、時代の変化に対応した医療サービスの提供にも支障を来していることから、県立病院の再整備に向け、県及び関係機関と連携して検討を進めるとともに、院内ワーキンググループを設置・運営し、必要な情報を収集のうえ、県立の医療機関として求められる精神科診療機能及びそれに必要な施設設備や病床数等について検討を行う。		竣工から３０年以上経過し、病院の主要な建物の老朽化が進んでいることに加え、時代の変化に対応した医療サービスの提供にも支障を来していることから、今後の施設のあり方を検討するためのプロジェクトチームを設置して必要な情報を収集するとともに、当院に求められる医療機能及びそのために必要な施設設備、病床数等について検討を行う。
２　コンプライアンスの推進と適切な情報管理	２　コンプライアンスの推進と適切な情報管理		２　コンプライアンスの推進と適切な情報管理
県民に信頼され、県内の精神科医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、引き続き法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。 上記の情報管理にあたっては、「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針」等に基づき、必要な措置を講じること。 また、情報管理の実効性を確保するために、更なる内部統制の充実に努めること。	県民から信頼され、県内の精神科医療機関の模範的役割を果たすため、引き続き法令や社会規範を遵守するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づき、適切な情報管理と情報セキュリティ対策を徹底する。 また、個人情報漏えい防止のため、情報セキュリティ基本方針及び対策基準に基づく研修を実施し、職員の認識を高めるとともに、サイバー攻撃を想定したＢＣＰに基づくサイバーセキュリティ対策を徹底する。 さらに、これらの確保に向け、内部監査の実施や院内リスク評価・対応策の見直しを随時行い、内部統制の充実・強化を図る。		県民から信頼され、県内の精神科医療機関の模範的役割を果たせるよう、引き続き法令や社会規範を遵守するとともに、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）及び栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第３号）に基づく適切な情報管理と情報セキュリティ対策を徹底する。 また、これらを確保するため、内部監査の実施や院内におけるリスク評価及び対応策の見直しを随時行い、内部統制の充実を図る。

地方独立行政法人栃木県立岡本台病院　第2期中期計画指標の項目について（第1期との比較）

資料7

大項目	中項目	第1期　中期計画						第2期　中期計画	
		指標名	R4年度実績値	R5年度実績値	R6年度実績値	R7年度実績値	中期計画目標値	指標名	備考
第2　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置									
	1　質の高い医療の提供								
		緊急措置入院患者受入れ率（%）	99.0	99.0	100.0	97.9	100.0	緊急措置入院患者受入れ率（%）	
		措置入院患者ケア会議開催率（%）	83.0	91.3	88.2	90.7	87.0	措置入院患者ケア会議開催率（%）	
		県内に住所を有する医療観察法入院処遇対象者の受入れ率（%）	81.8	88.9	81.8	75.0	90.0	―	除外
		アルコール外来初診患者の通院継続率（%）	50.0	53.1	53.4	59.1	50.0	アルコール外来初診患者の通院継続率（%）	
		自病院退院後再入院率（3か月）（%）	11.4	10.5	9.9	14.9	10.0	自病院退院後再入院率（3か月）（%）	
		3か月以内退院率（%）	86.6	84.4	91.1	86.2	88.0	3か月以内退院率（%）	
	2　安全で安心な医療の提供								
		全インシデント報告に対するヒヤリハット報告レベル0－1の割合（%）	83.5	83.9	86.3	83.2	78.0	全インシデント報告に対するヒヤリハット報告レベル0－1の割合（%）	
		感染管理認定看護師数（人）	0	0	1	1	1	―	削除
	3　患者・県民の視点に立った医療の提供								
		患者満足度割合（%）	71.7	67.1	64.7	68.8	75.0	患者満足度割合（%）	
	4　人材の確保と育成								
		感染管理認定看護師数（人）【再掲】	0	0	1	1	1	~~感染管理~~認定看護師~~・認定看護管理者等新規養成者~~数~~【再掲】~~（人）	変更
		職員満足度割合（%）	53.6	60.9	65.4	67.9	60.0	職員満足度割合（%）	
	5　地域連携の推進								
		自病院退院後再入院率（3か月）（%）【再掲】	11.4	10.5	9.9	14.9	10.0	自病院退院後再入院率（3か月）（%）【再掲】	
		3か月以内退院率（%）【再掲】	86.6	84.4	91.1	86.2	88.0	3か月以内退院率（%）【再掲】	
		措置入院患者ケア会議開催率（%）【再掲】	83.0	91.3	88.2	90.7	87.0	措置入院患者ケア会議開催率（%）【再掲】	
	6　地域精神医療・福祉への貢献・協働								
		自病院退院後再入院率（3か月）（%）【再掲】	11.4	10.5	9.9	14.9	10.0	―	除外
		3か月以内退院率（%）【再掲】	86.6	84.4	91.1	86.2	88.0	―	除外
		措置入院患者ケア会議開催率（%）【再掲】	83.0	91.3	88.2	90.7	87.0	―	除外
	7　災害等への対応								
		DPAT先遣隊チーム数（チーム）	3	3	3	4	3	日本DPATチーム数（チーム）	変更
第3　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置									
	2　収入の確保及び費用の削減への取組								
		病床利用率（%）　※許可病床ベース	47.5	53.0	55.2	57.3	58.8	病床利用率（%）　※許可病床ベース	
		入院単価（円）	24,973	24,680	25,654	26,236	21,200	入院単価（医療観察法病棟を除く）（円）	変更
		外来単価（円）	13,000	9,183	8,220	8,487	13,000	外来単価（円）	
第4　予算、収支計画及び資金計画									
		経常収支比率（%）	118.3	112.1	109.2	111.3	100	経常収支比率（%）	
		医業収支比率 （修正医業収支比率）（%）	68.2	71.5	70.9 (65.7)	73.1 (67.9)	68 (68.0)	~~医業収支比率（~~修正医業営業収支比率~~）~~（%）	変更

※「修正医業収支比率」は、令和6年3月に策定した経営強化プラン（令和6年度から令和8年度）において定めたもの。

参考資料１

栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会条例

平成 27 年３月 13 日
栃木県条例第１号

(設置)

第１条　地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 11 条第１項の規定に基づき、栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第２条　委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　法第 26 条第１項の認可に関する事項について、知事の諮問に応じて意見を述べること。

二　法第 28 条第１項の評価に関する事項について、知事の諮問に応じて意見を述べること。

(組織)

第３条　委員会は、委員８人以内で組織する。

２　委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

３　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

４　臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第５条　委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。
２　委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
３　委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（雑則）
第８条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成 29 年条例第 12 号）
この条例は、平成 29 年４月１日から施行する。
附　則（平成 30 年条例第 14 号）
この条例は、平成 30 年４月１日から施行する。
附　則（令和３年条例第 12 号）
この条例は、令和３年４月１日から施行する。

参考資料２

医政第600号
栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会

下記について、貴評価委員会の意見を求めます。

令和８（2026）年10月23日

栃木県知事　　福　田　富　一

記

１　栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会条例（平成27年栃木県条例第１号）第２条第１号の規定に基づく地方独立行政法人栃木県立岡本台病院の第２期中期計画の策定に係る意見